

1 生活衛生

生活衛生課

健康危機管理	所管課	-			
		生活衛生課			
目 的 様々な感染症の発生、食中毒の大規模発生、輸入食品の残留農薬や化学物質の混入など、区民の生命や健康が脅かされるような健康危機発生時に迅速かつ的確な対応の充実を図ります。					
事業内容 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる生命、健康の安全を脅かす事態に対して保健所健康危機管理体制に基づき対応します。					
根拠法令等 港区みなと保健所健康危機管理本部設置要領 港区健康危機管理検討委員会設置要領 港区危機管理対策本部等設置要綱					
開始時期 平成 15 年 12 月					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

A E D（自動体外式除細動器）配備・管理	所管課	-			
		生活衛生課			
目 的 心臓発作等の緊急時の傷病者に対し、一次救命措置による蘇生を施し救命率の向上を図るため、区の施設にA E Dを配備し、安全と安心に繋がります。					
事業内容 (1) 区の施設へのA E Dの配備・管理 (2) A E Dの設置場所・使用方法や適切な管理方法等の情報をホームページで公開					
開始時期 平成 17 年 7 月					
実績表 A E Dの設置状況 (各年度末現在)					
	30	元	2	3	4
設置数(台)	273	273	280	280	280
補助金等 有 ・ ④				備 考	

東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務		所管課	—		
			生活衛生課		
<p>目 的</p> <p>東京都が実施している夜間休日における保健衛生に関する案内及び連絡通報業務のうち区に係る業務について、都区の協力体制、実施方法等を定め、緊急の場合等の通報体制の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>保健所の閉庁時間における区民、医療機関及び警察等からの保健衛生行政に関する情報の受付、処理等の業務を東京都に委託して行っています。</p> <p>(1) 感染症発生時の処理 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報の処理 (3) 食中毒発生時の処理 (4) 咬傷事故等動物関係の処理 (5) 予防接種による副反応の処理 (6) 光化学スモッグ情報の処理 (7) 飲用水の汚染発生時の処理 (8) 食品等に関する苦情の処理</p> <p>東京都保健医療情報センターは、上記の委託事業のほかに東京都の事業として、保健医療福祉相談、医療機関案内サービス(ひまわり)、5か国語で対応する医療情報サービス等を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務実施要綱 保健衛生事務事業に係る都区協定書 保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する細目協定</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年4月 東京都から移管</p>					
補助金等 有 ・ ②				備 考	

衛生教育	所管課	—
		生活衛生課

目的

生活衛生、環境衛生、食品衛生のそれぞれの知識の普及と事業の周知徹底を図ります。

事業内容

区民・事業者等に対し、事業ごとに講習会を開催しています。

生活衛生…ビルの衛生管理及び動物の適正飼養について実施しました。

環境衛生…環境衛生関係施設の衛生管理及び安全管理について実施しました。

食品衛生…食品衛生の実務及び普及・啓発について実施しました。

根拠法令等

生活衛生関係法令等

環境衛生関係法令等

食品衛生関係法令等

実績表

年度	区分	参加人員 (人)	開催数 (回)	形式(回)		対象(人)			
				講習会	その他	一般住民	環境・食品 関係者	地域団体	その他
30		4,807	125	91	34	771	3,628	239	169
元		4,739	120	93	27	711	3,794	154	80
2		62	7	3	4	14	48	-	-
3		612	20	12	8	54	494	-	64
4		939	35	33	2	16	760	128	35
内 訳	生活衛生	207	3	1	2	16	191	-	-
	環境衛生	57	2	2	-	-	57	-	-
	食品衛生	675	30	30	-	-	512	128	35

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

ねずみ・衛生害虫の防除

所管課

生活衛生課

目 的

ねずみや害虫等の発生予防等事業を行い、ねずみ、衛生害虫を原因とする感染症予防、並びに衛生的で快適な生活環境の確保を図ります。

事業内容

- (1) 発生源対策及び生息状況調査（雨水マス等からの発生予防対策等）
- (2) 自主的防除活動の支援（町会等指導）
- (3) 防除指導、啓発活動（苦情・相談対応、出前講座等）

参考法令等

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱
 港区建築物環境衛生管理要綱
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和40年4月

関係発行物

港区に生息しているねずみ（パンフレット）
 ネズミの被害にあわないために（日・英・中・韓パンフレット）
 蚊の発生にご注意（日・英・中・韓パンフレット）

実績表

(1) 衛生害虫防除・発生源対策

雨水マスへの薬剤投入

年度	区分	投入回数	延べ投入数	設置雨水マス数
30		6	149,703	24,947
元		6	149,403	24,882
2		6	149,481	24,947
3		6	149,156	24,893
4		6	149,672	24,954

発生源調査等

年度	区分	衛生害虫防除			ねずみ防除 生息状況 調査数 (カ所)
		蚊の発生状況等の調査 定点数(延べカ所数)	薬剤投入確認等地点数	雨水マス設置状況 調査数	
30		50	288	399	10
元		14	276	529	10
2		14	156	413	9
3		15	223	576	11
4		10	244	414	10

※設置雨水マス数は年度末現在です。
 ※雨水マスへの投入薬剤は発泡錠を使用しています。

(2) ねずみ防除支援

年度	区分	ねずみ防除
		粘着式、殺鼠剤交付数
30		11
元		78
2		35
3		29
4		41

(3) 苦情・相談対応

年度	区分	件数	内訳	
			衛生害虫	ねずみ
30		503	323	180
元		532	320	212
2		297	165	132
3		236	124	112
4		184	105	79

※衛生害虫の内訳は次頁のとおり

(4) 苦情・相談内訳（衛生害虫 種別・件数）

区分 年度	蚊	ハエ	ノミ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ	シロアリ	チョウバエ	その他
30	21	1	—	56	6	3	90	3	3	140
元	11	7	1	46	3	8	154	—	1	89
2	13	4	1	9	4	5	68	3	1	57
3	3	3	—	19	2	2	48	1	2	44
4	3	2	—	36	1	1	27	1	1	33

(5) デング熱対策

区立公園におけるサーベイランス調査及びデングウイルス・ジカウイルス・チクングニアウイルス・ウエストナイルウイルス検査	
調査公園	港区立芝公園・港区立有栖川公園・港区立高輪公園・港区立檜町公園・港区立緑水公園
調査期間と回数	6月中旬から10月中旬まで、2週間に1回（計10回・50ポイント）
調査方法	炭酸ガス・ライトトラップを24時間設置して蚊を採取。
調査結果	媒介蚊はほぼ毎回採取された。
ウイルス検査と結果	媒介蚊が捕獲された場合に検査を行ったが、上記ウイルスは見つかっていない。

(6) 普及・啓発活動

出前講座等

区分 年度	実施回数
30	5
元	4
2	—
3	—
4	—

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

狂犬病予防及び動物の愛護・管理

所管課

各総合支所協働推進課・区民課

生活衛生課

目的

狂犬病の予防及び動物の適正飼養の普及を図ります。

事業内容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。また、犬や猫などの飼い方等に関する苦情相談に対応しています。
動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

根拠法令等

狂犬病予防法
動物の愛護及び管理に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管（狂犬病予防）

関係発行物

リーフレット
みなとDOG マナーブック
犬や猫と暮らす など
プレート
犬のフンやおしっこに困っています など
地域猫活動について など

実績表

(1) 飼い犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付数

年度	区分	飼い犬の登録頭数	狂犬病予防注射済票数
30		11,076	7,285
元		10,666	7,211
2		11,494	6,753
3		12,288	8,376
4		15,319	8,256

※令和4年6月1日から犬のマイクロチップ情報登録制度が開始されました。

(2) 狂犬病予防集合注射

年度	区分	実施会場数	注射頭数
30		9	1,259
元		10	1,285
2		-	-
3		10	1,094
4		7	1,053

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(3) 苦情相談件数

年度	区分	犬	ねこ	その他
30		136	238	14
元		127	234	1
2		172	222	1
3		119	171	1
4		183	137	2

苦情相談内訳

項目		件数	項目		件数
犬	放し飼い	6	ねこ	鳴き声	-
	汚物	90		地域猫活動相談等	53
	悪臭	-		エサやり等の苦情	27
	鳴き声	28		その他	49
	その他	59	その他	特定動物	-
ねこ	汚物	7		その他	2
	悪臭	1			

(4年度)

(4) 犬のしつけ方セミナー

年度	区分	開催回数	参加者数
30		2	58
元		2	59
2		-	-
3		1	17
4		1	16

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(5) 犬のしつけ方セミナー以外の普及啓発

(4年度)

時期	主な内容
5月1日～6月30日	デジタルサイネージ放映（狂犬病予防注射啓発）
5月11日～5月30日	パネル展示（犬・猫の適正飼養等）
5月25日～6月24日	パネル展示（犬・猫の適正飼養等）
7月25日～8月24日	区内掲示板ポスター掲示（狂犬病注射はお済みですか）
9月5日～9月30日	パネル展示（動物愛護週間）
10月8日～10月9日	みなと区民まつりに動物愛護推進員ブースを出展
10月11日～11月10日	区内掲示板ポスター掲示（地域猫活動にご理解をお願いします）
10月15日～12月28日	デジタルサイネージ放映（動物虐待防止）
10月24日～10月31日	パネル展示（犬・猫の適正飼養等）
11月9日～11月30日	高輪図書館共同展示（動物譲渡活動）
12月6日～1月18日	高輪図書館共同展示（地域猫活動）
1月19日～3月1日	高輪図書館共同展示（動物との共生）
1月23日～2月22日	区内掲示板ポスター掲示（地域猫活動にご理解をお願いします）
2月1日～2月28日	パネル展示（人とペットとの共生）
3月2日～3月31日	高輪図書館共同展示（犬のマナー啓発）
3月23日～4月21日	区内掲示板ポスター掲示（狂犬病予防集合注射）

補助金等

有 ・ 無

備考

咬傷犬事故処理	所管課	各総合支所区民課																					
		生活衛生課																					
目 的 咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により事故の再発を防止します。																							
事業内容 咬傷事故の通報があった場合、「事故発生届出書」を飼い主に提出させ狂犬病の感染の有無について獣医師の検診を受けさせています。																							
根拠法令等 東京都動物の愛護及び管理に関する条例			開始時期 昭和 54 年																				
実績表 咬傷事故件数（犬）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		年度	区分	件数	30		5	元		10	2		11	3		10	4		10				
年度	区分	件数																					
30		5																					
元		10																					
2		11																					
3		10																					
4		10																					
補助金等 有 ・ 無				備考																			

捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	所管課	各総合支所協働推進課																																																												
		生活衛生課																																																												
目 的 所有者の判明しない犬・猫等について、公示をし、飼い主への返還を図ります。																																																														
事業内容 動物愛護相談センターが実施した犬・猫等の引取り、野犬捕獲、負傷動物の収容について2日間公示をしています。																																																														
根拠法令等 東京都動物の愛護及び管理に関する条例			開始時期 昭和 54 年																																																											
実績表																																																														
<table border="1"> <caption>捕獲犬の公示</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		年度	区分	件数	30		-	元		-	2		-	3		-	4		-	<table border="1"> <caption>引取り・収容動物の公示</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="3">動物別延べ頭数</th> </tr> <tr> <th>犬</th> <th>ねこ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td></td> <td>3</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>6</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	件数	動物別延べ頭数			犬	ねこ	その他	30		1	-	1	-	元		3	-	3	-	2		6	-	6	-	3		6	-	6	-	4		1	-	1	-
年度	区分	件数																																																												
30		-																																																												
元		-																																																												
2		-																																																												
3		-																																																												
4		-																																																												
年度	区分	件数	動物別延べ頭数																																																											
			犬	ねこ	その他																																																									
30		1	-	1	-																																																									
元		3	-	3	-																																																									
2		6	-	6	-																																																									
3		6	-	6	-																																																									
4		1	-	1	-																																																									
補助金等 有 ・ 無				備考																																																										

猫の去勢・不妊手術補助	所管課	各総合支所協働推進課
		生活衛生課

目 的

飼い主のいない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

事業内容

港区内において生息している飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発しています。

根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律

港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

開始時期

平成14年

関係発行物

タマからのお願いです（プレート）

地域猫活動について（プレート）

まちの猫問題（パンフレット）

実績表

(1) 猫の去勢・不妊手術補助件数

年度	区分	件数	去勢 (オスねこ)	不妊 (メスねこ)
30		212	95	117
元		210	91	119
2		228	106	122
3		150	74	76
4		90	45	45

(2) 地域猫セミナー参加者数

年度	区分	参加者数
30		18
元		22
2		19
3		-
4		14

※令和3年度は「多頭飼育対策勉強会」を実施しました。

補助金等 ①・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包 括補助事業補助金
-------------	------------	--------------	--------------	-------	-------------------------

給水施設及び水質検査	所管課	—
		生活衛生課

目 的

水道法に該当する施設及び法適用外の小規模水道の衛生確保を図ります。

事業内容

水道法に基づく「専用水道」及び「簡易専用水道」に関する事務を行うとともに、施設の維持管理状況を把握するため立入調査を実施しています。

またビルの受水槽水や井戸水、船舶水等について有料で水質検査を受け付けています。

根拠法令等

水道法

港区建築物環境衛生管理要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

簡易専用水道の手引き

実績表

(1) 専用水道

年度	区分	施設数	立入件数	水質検査件数
30		11	12	11
元		12	10	11
2		11	8	7
3		9	10	10
4		9	9	9

※水質検査件数は立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(2) 簡易専用水道受検状況

年度	区分	検査対象施設数	検査済数	未受検施設数	水質検査件数
30		886	813	73	—
元		877	809	68	5
2		866	797	69	1
3		852	788	64	—
4		839	710	129	—

※簡易専用水道の設置者は、年1回「登録検査機関」等の検査を受ける義務があります。

※「検査対象施設数」は「簡易専用水道」の施設数から「特定建築物に該当する簡易専用水道」の施設数を除いた数です。

※水質検査件数は立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(3) 小規模水道

年度	区分	施設数	調査、指導件数	水質検査件数
30		6,002	63	—
元		5,870	42	1
2		5,799	21	—
3		5,745	15	2
4		5,601	20	6

※水質検査件数は立入検査に伴い、環境衛生監視員が検査した理化学検査検体数を計上しています。

(5) 飲料水等の依頼水質検査数

区分 年度	種 類	受付件数	結 果 ※		不適合率 (%)
			適 合	不適合	
30	井戸水等	4	1	3	75.0
	貯留水道水	53(7)	48(5)	5(2)	9.4
	・一般検査	53(7)	48(5)	5(2)	9.4
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	27	27	-	0
プー ル	6	6	-	0	
元	井戸水等	4	-	4	100
	貯留水道水	46(2)	40(2)	6	13.0
	・一般検査	46(2)	40(2)	6	13.0
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	22	20	2	9.1
プー ル	10	10	-	0	
2	井戸水等	5	-	5	100
	貯留水道水	48	43	5	10.4
	・一般検査	48	43	5	10.4
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	16	13	3	18.8
プー ル	8	8	-	0	
3	井戸水等	2	-	2	100
	貯留水道水	36(2)	35(2)	1	2.8
	・一般検査	36(2)	35(2)	1	2.8
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	17	16	1	5.9
プー ル	10	10	-	0	
4	井戸水等	4	2	2	50
	貯留水道水	44(3)	42(2)	2(1)	4.5
	・一般検査	44(3)	42(2)	2(1)	4.5
	・精密検査	-	-	-	-
	・その他の検査	-	-	-	-
	船舶水	11	11	-	0
プー ル	8	8	-	0	

※飲料水は水道法水質基準、プールは港区プールの衛生管理に関する条例の基準で判定します。

※受付・結果指導は生活衛生相談係、検査は衛生試験所で行います。

※貯留水道水の内「その他の検査」とは重金属等の検査をいいます。

※受付件数に計上の()内は使用料免除検体及び行政検体の検体数再掲です。

補助金等 有 ・ ①				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

建築物における衛生的環境の確保	所管課	-
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>多数者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関し必要な指導を行い、その建築物における衛生的な環境の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律「(通称)建築物衛生法」に基づく届出関係事務や延床面積3,000㎡～10,000㎡の法対象ビル(特定建築物)に対する衛生設備の維持管理状況検査と理化学検査(温度、湿度、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、残留塩素濃度等)を実施しています。</p> <p>また、本区の特性を勘案し、港区建築物環境衛生管理要綱を定め、建築物衛生法適用外のビルについても環境衛生上の必要な指導を行っています。</p> <p>ただし、延床面積10,000㎡を超える特定建築物の立入検査は、東京都が分担し実施しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律 港区建築物環境衛生管理要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年 東京都から移管 平成6年 要綱を施行</p> <p>関係発行物</p> <p>ビル衛生管理の手引き グリーストラップの衛生管理 人にやさしい建物をつくるために 特定建築物衛生管理講習会資料集</p>		

実績表

(1) 特定建築物施設数内訳

年度・区分	用途 施設数	内訳											
		事務所	店舗	百貨店	学校	旅館	興行場	集会場	遊技場	図書館	博物館	美術館	
30	1,018	846	33	1	47	63	5	15	2	4	-	2	
元	1,028	851	30	1	49	69	5	15	2	4	-	2	
2	1,031	858	32	1	45	68	5	14	2	4	-	2	
3	1,026	855	31	1	45	67	5	14	2	4	-	2	
4	1,028	851	30	1	49	69	5	15	2	4	-	2	
内訳	3,000㎡ ～10,000㎡	572	487	14	1	15	39	1	10	2	2	-	1
	10,000㎡ を超える	456	364	16	-	34	30	4	5	-	2	-	1

※この法律に該当する学校は、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園では8000㎡以上、それ以外の学校（研修所を含む）は3000㎡以上のものをいいます。

(2) 特定建築物検査実施数等

年度	区分	種類	帳簿書類	設備の維持管理	空気環境等測定結果
30		検査実施施設数	106	69	69
		指摘施設数	79	36	38
元		検査実施施設数	102	68	68
		指摘施設数	76	23	28
2		検査実施数	718	261	299
		指摘数	14	27	40
3		検査実施数	657	200	224
		指摘数	11	25	28
4		検査実施数	804	276	312
		指摘数	7	25	31

(3) 建築確認申請時図面審査件数

年度	区分	3,000㎡ ～10,000㎡	10,000㎡ を超える
30		17	16
元		19	12
2		22	17
3		18	31
4		17	37

(4) 建築物環境衛生管理要綱に基づく件数

年度	区分	図面審査数	報告済証発行数
30		168	113
元		114	99
2		53	108
3		55	92
4		69	94

※所有者等の申請に基づき、貯水槽清掃報告書、水質検査成績書等を保健所が確認し、報告済証を発行しています。

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

化製場等の衛生監視・管理	所管課	—
		生活衛生課

目 的

化製場等の環境衛生の向上と改善を図ります。

事業内容

化製場等の清潔保持、汚物処理、臭気防止等、主として環境衛生面から見た立場での監視指導を行っています。

根拠法令等

化製場等に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

化製場等の衛生監視

年度	区分	種類	施設数	監視件数
30		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
元		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
2		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
3		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-
4		化製場	-	-
		原皮貯蔵所	2※	-
		畜舎	3	-

※卸売市場内の施設

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

生活衛生相談	所管課	—
		生活衛生課

目的

区民からの相談に対応し、快適な生活環境の確保及び向上を図ります。

事業内容

飲料水、室内環境など生活衛生に関する相談を受け付けています。また、住まい方のアドバイスのため、室内のダニアレルギー量検査やシックハウス調査などを実施しています。

根拠法令等

地域保健法
港区建築物環境衛生管理要綱

関係発行物

乳幼児と住まいの環境	室内のカビ（湿度管理に注意しましょう）
飲み水の衛生管理	空気清浄機（しくみとつかうときの注意）
水のはなし	防虫剤（使うときに注意すること）
住まいの空気	浄水器（しくみと衛生的な使い方）
住まいの空気 その2（化学物質にご注意を）	赤水（原因とその対策）
室内の結露	ペットと暮らすときは
室内で発生するダニ（その退治と予防）	アタマジラミ
お部屋のほこりを吸い込むと	加湿器（特徴と正しい使い方）

実績表

相談件数

年度	区分	総数	内訳			
			飲料水	室内環境	建築物	その他
30		458	82	105	150	121
元		369	58	111	105	95
2		407	22	35	59	291
3		220	28	45	66	81
4		163	40	20	49	54

※「その他」の内容は、消毒方法、悪臭等です。

調査件数

年度	区分	総数	内訳		
			ダニアレルギー	シックハウス	その他
30		158	151	5	2
元		159	152	5	2
2		55	54	1	-
3		77	72	5	-
4		44	40	4	-

※ダニアレルギーは室内のダニによるアレルギー物質です。シックハウスは建材などからの揮発性化学物質による健康影響の総称です。「その他」の内容は、カビや異臭などです。

補助金等 有 ・ ②				備考	
---------------	--	--	--	----	--

環境衛生対策の充実

所管課

—
生活衛生課

目 的

私たちの社会生活に深いかわりのある理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール等の許可事務と、その施設の監視指導を行うことで、衛生水準の向上を図ります。

一方、区民が日常生活を送る中で欠かすことのできない飲料水や室内空気の適正化、衛生害虫の防除等の事業により、快適な生活環境の確保を図ります。

港区は都心部にあるため、大規模な事務所ビル、ホテル、マンション等の中高層建築物が多く建てられています。それらの建築物の建築確認申請時に、設計者に対して図面上の指導を実施し、建築物の衛生的環境の確保を図ります。

施設数の推移（環境衛生指導係事務・住宅宿泊事業担当事務分掌分）

年度		30	元	2	3	4
区分						
理容所		191	193	192	197	198
美容所		1,279	1,336	1,398	1,510	1,595
クリーニング所		519	538	547	552	549
興行場		58	59	60	60	56
旅館業		219	282	300	310	309
公衆浴場	普通	4	4	4	4	4
	その他	129	133	128	136	151
プール	許可	47	47	47	49	49
	届出	39	37	38	38	39
温泉利用施設		3	3	3	3	3
墓地・納骨堂		247	247	248	248	249
住宅宿泊事業		264	395	357	320	385
合計		2,999	3,274	3,322	3,427	3,587

施設数の推移（生活衛生相談係事務分掌分）

年度		30	元	2	3	4
区分						
専用水道		11	12	11	9	9
簡易専用水道		1,653	1,636	1,626	1,606	1,591
小規模水道		6,002	5,870	5,799	5,745	5,601
小計		7,666	7,518	7,436	7,360	7,201
特定建築物		1,018	1,026	1,031	1,026	1,028
合計		8,684	8,544	8,467	8,386	8,229

環境衛生関係施設と監視指導の状況

年度・業種	区分	施設数	異 動			指導件数		
			新設	変更	廃止	監視	所内	
30年度		11,683	583	772	337	760	4,805	
元年度		11,818	517	911	382	799	4,777	
2年度		11,789	396	1,019	425	608	4,319	
3年度		11,813	388	1,183	364	684	3,779	
4年度		11,816	412	1,344	409	699	3,780	
内 訳	理 容 所	198	15	13	14	21	64	
	美 容 所	1,595	167	279	82	196	811	
	クリーニング所	549	19	69	22	46	139	
	興 行 場	56	2	25	6	11	58	
	旅 館 業	309	25	84	26	75	517	
	公衆浴場	普通公衆浴場	4	-	1	-	9	1
		その他の公衆浴場	151	19	53	4	90	483
	プール	許 可	49	1	36	1	37	132
		届 出	39	2	40	1	70	29
		温泉利用施設	3	1	1	1	1	15
		墓地・納骨堂	249	2	24	1	8	169
		住宅宿泊事業	385	86	312	21	24	1,122
	水 道	専 用	9	-	6	-	9	3
		簡易専用	1,591	30	-	45	1	13
		小規模水道	5,601	22	-	166	11	9
特定建築物	10,000㎡を超える	456	9	212	9	-	38	
	3,000~10,000㎡	572	12	189	10	90	177	

※公衆浴場のうち「普通公衆浴場」とは、いわゆる銭湯をいいます。「その他の公衆浴場」とは銭湯以外の公衆浴場のことで、サウナ、スポーツ施設、いきいきプラザ付設の浴室等をいいます。

※プールのうち「許可」とは民間の営業プール等をいい、「届出」とは学校プールをいいます。

※「温泉利用施設」とは温泉を公衆浴場等に利用している施設をいいます。

※水道のうち「専用」とは専用水道のことで101人以上の居住者に水を供給するか、1日の最大給水量が20㎡を超える水道で、受水型の場合、地下式水槽の容量が100㎡を超える施設をいいます。また「簡易専用」とは簡易専用水道のことで、受水槽容量10㎡を超える水道をいいます。「小規模水道」とは前記以外の受水槽をもつ小規模の水道をいいます。

※「特定建築物」とは延床面積3,000㎡以上のビルで、用途が事務所・店舗等のものをいいます。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

理容所・美容所の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

理容所・美容所について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を確認し、従業者・施設の変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。
また、施設内の二酸化炭素濃度の測定等の理化学検査や、施設の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

理容師法
美容師法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

理・美容所開設の手引
ポスター（消毒をしましょう）

実績表

(1) 従業者変更届等の事務 (4年度)

区 分	従業者変更届数	従業者数（免許あり）
理容所	10	549
美容所	221	6,323

(2) 理容所・美容所の検査結果 (4年度)

区 分	立入検査		理化学検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
理容所	4	3	1	-
美容所	16	14	-	-

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

クリーニング所等の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

クリーニング所やコインオペレーションクリーニング営業施設について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を確認し、変更届、廃止届、免許申請等の受理に関する事務を行っています。
また、ドライクリーニング施設内の有機溶剤濃度測定等の理化学検査や、施設の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

クリーニング業法

港区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

昭和59年 要綱制定

関係発行物

クリーニング所の手引

実績表

(1) 免許申請、従業者数 (4年度)

区 分	免許申請数	従業者数(免許あり)	従業者数(免許なし)
総 数	1	152	2,525

(2) クリーニング所等の検査結果 (4年度)

区 分	立入検査		空気検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
一般	14	11	6	—
取次	8	8		
コインオペレーション クリーニング	6	1		

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

興行場の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

興行場について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。

また、施設内の二酸化炭素濃度、浮遊粉じん量の測定等の理化学検査や、施設の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

興行場法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

興行場法の手引

実績表

興行場の検査結果

(4年度)

区 分	立入検査		空気検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
常設興行場	8	4	7	-
仮設興行場	-	-	-	-

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

旅館業の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

旅館業について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。

また、施設の浴槽水の残留塩素濃度、レジオネラ属菌等の水質検査や、維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

旅館業法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

旅館業法の手引

実績表

旅館業の検査結果 (4年度)

区 分	立入検査		水質検査	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
旅館・ホテル営業	20	20	9(9)	4(3)
簡易宿所営業	-	-	1(1)	-
下宿営業	-	-	-	-

※ 水質検査の延実施施設数の（ ）内は浴槽水のレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。
また、指摘施設数の（ ）内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

公衆浴場の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

公衆浴場について、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。
また、施設の浴槽水の残留塩素濃度、レジオネラ属菌等の水質検査や、維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

公衆浴場法
港区コインシャワー営業施設の指導要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管
平成元年 要綱制定

関係発行物

公衆浴場法の手引

実績表

公衆浴場の検査結果 (4年度)

区 分	立入検査		水質検査※1	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
普通公衆浴場	-	-	9(9)	1(1)
その他の公衆浴場	4	4	53(53)	9(4)
在宅サービスセンター等の浴室(法対象外)			5(5)	-(-)※2

※1 水質検査の延実施施設数の()内はレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。また、指摘施設数の()内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

※2 在宅サービスセンター等の浴室は、公衆浴場ではないため指摘施設には該当ませんが、公衆浴場法の水質基準を参考にして助言しています。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

プール等の衛生指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

プールについて、現場調査や衛生指導等をとおして、衛生水準の向上を図ります。
また、親水池の水質調査をとおして、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

施設を許可し、経営届、変更届、廃止届等の受理に関する事務を行っています。
また、プール水等の残留塩素濃度、大腸菌等の水質検査や、通年開いていない施設の再開時等の維持管理状況について監視指導を行っています。

根拠法令等

港区プールの衛生管理に関する条例

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

プール許可申請の手引

実績表

プールの検査結果 (4年度)

区 分	立入検査		水質検査※2	
	延実施施設数	指摘施設数	延実施施設数	指摘施設数
許 可 プ ー ル (営業・厚生)※1	10	10	25(19)	7(1)
届 出 プ ー ル (学 校)※1	30	26	38(16)	5(-)
親 水 池 (条 例 対 象 外)			11(11)	3(1)※3

※1 プールとは容量 50 m³以上のプールをいいます。

※2 水質検査の延実施施設数の () 内はレジオネラ属菌検査施設数の再掲です。また、指摘施設数の () 内はレジオネラ属菌の基準に適合しない施設数の再掲です。

※3 親水池は、プールではないため指摘施設には該当しませんが、港区プールの衛生管理に関する条例の水質基準を参考にして助言しています。

補助金等 有 ・ ①				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

レジオネラ属菌水質検査実施報告	所管課	—
		生活衛生課

目 的

公衆浴場等の浴槽の維持管理について自主管理体制の整備を促進し、レジオネラ症発生の予防を図ります。

事業内容

ろ過器等の循環系統を持つ公衆浴場、旅館業及び加温装置を設け温水を利用するプールについては、レジオネラ属菌の自主検査を実施することが法令により定められています。施設が実施したレジオネラ属菌の水質検査と維持管理の記録を保健所で確認し、適正に実施されている施設に対し「レジオネラ属菌水質検査実施報告済証」を交付しています。

根拠法令等

- 公衆浴場法
- 旅館業法
- 港区プールの衛生管理に関する条例

開始時期

平成18年10月

実績表

交付状況 (4年度)

区 分	対象施設数	交付施設数	未交付施設数
公衆浴場	56	53	3
旅館業	14	13	1
プ ー ル	50	48	2

※未交付施設に対しては、保健所への報告や水質検査の適正な実施等の維持管理について、個別に改善指導を行っています。

補助金等 有 ・ ②				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

その他の環境衛生関係事務	所管課				-
					生活衛生課
目 的 旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請を受理した後、建築部局、消防署、教育関係機関に通知、照会することで、法の適正な運営を図ります。					
根拠法令等 旅館業法等					
開始時期 昭和50年 東京都から移管					
実績表 (4年度)					
	通知件数		教育関係機関 照会件数	人骨確認書※ 件数	
区 分	建築部局	消防署			
総 数	19	45	12	1	
※建築工事等で発掘された人骨を調査し、人骨確認書を生活福祉調整課へ交付しています。					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

環境衛生関係施設の苦情相談	所管課				-
					生活衛生課
目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場、プール等営業施設の衛生状態について、区民等から受け付けた苦情、相談に応じ、衛生水準の向上を図ります。					
根拠法令等 理容師法等					
開始時期 昭和50年 東京都から移管					
実績表 (4年度)					
	区 分	営業施設に関するもの	その他		
	総 数	36	-		
補助金等 有 ・ ④				備 考	

食品衛生普及啓発事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食の安全・安心のために、区民・食品等事業者を対象に食品衛生の普及啓発を行い、区内の食品衛生の向上を図ります。

事業内容

区民・食品等事業者を対象に食品衛生講習会を実施し、食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて、食品衛生に関する意見交換を行っています。

また、広報みなと、港区ホームページなどを通じて食品衛生情報を提供するとともに、各種イベント活動にて普及啓発と意見交換を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

東京都食品安全条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成16年 東京都食品安全条例施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和5年（2023年）港区食中毒予防カレンダー

令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1)食品衛生講習会

区分 年度	参加人員 (人)	開催数 (回)	形 式 (回)		対 象 (人)			
			講習会	その他	一般住民	食 品 関係者	地域 団体	その他
30	3,596	89	86	3	97	3,117	219	163
元	3,707	88	87	1	90	3,387	154	76
2	9	2	2	-	-	9	-	-
3	518	10	10	-	-	454	-	64
4	675	30	30	-	-	512	128	35

(2) 講習会以外の普及啓発・意見交換

(4年度)

時期	事業名	主な内容
6月	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食中毒予防	夏場の食中毒とその対策について、広報みなどに記事を掲載しました。
7-8月	港区食品衛生月間	みなど保健所で食品衛生パネル展示、区設掲示板でポスター掲示、作成した動画のTwitter投稿等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
10月	みなど食品衛生フェスティバル	みなど区民まつり会場において、食品衛生街頭相談及び食品衛生アンケートを行い、手洗い体験コーナーを設置しました。
11月	冬場の食中毒予防	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなどに記事を掲載しました。
11月	令和5年(2023年)港区食中毒予防カレンダー	令和5年(2023年)港区食中毒予防カレンダーを発行し、食品等事業者や区民に配布しました。
12-1月	第24回港区食品衛生消費者懇談会(web開催)	保健所、みなど食品衛生協会及び食品衛生推進員が協働で作成した「家庭でも起きる食中毒について」及び「異物混入事例集(衛生害虫、軟質異物編)」の動画を公開し、区民等に食品衛生の普及啓発を行いました。
1-2月	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画(案)の公表と意見募集	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画(案)を公表し、意見を募集しました。
3月	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画の公表	令和5年度(2023年度)港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなど保健所が主催する各種食品衛生事業に協力していただきました。また、7月、2月には食品衛生推進員会議で行政との意見交換を行いました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区ホームページ及びみなど保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

補助金等
有・無

備考

食品に関する苦情・相談	所管課	—
		生活衛生課

目的

食品や食品取扱施設に関する苦情や相談に対応し、食の安心・安全確保を図ります。

事業内容

食品や食品取扱施設に関する苦情を受け付け、原因の調査究明を行っているほか、営業許可や食品の表示方法等に関する受付・相談を行っています。

また、営業許可に関する公的機関等からの照会への回答や、港区情報公開条例に基づき情報公開をしています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

東京都食品安全条例

港区情報公開条例

港区個人情報保護条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成元年 港区情報公開条例施行

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成5年 港区個人情報保護条例施行

平成16年 東京都食品安全条例施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品等に関する苦情内容

区分 年度	総数	食品に 異物混入	食品の腐敗・変質・ カビ発生	食品の 安全性・表示	食品の 取扱不良	施設の 衛生	有症 苦情	路上 営業者	その他
30	229	39	14	2	33	29	82	2	28
元	271	48	9	11	27	31	89	7	49
2	176	29	10	3	18	14	63	4	35
3	164	32	8	6	20	14	65	—	19
4	173	20	13	2	21	15	88	3	11

(2) 食品等事業者からの受付・相談

年度 \ 区分	総数	許認可等の 受付・相談	表示の相談	その他の相談
30	34,182	22,925	1,324	9,933
元	41,167	30,292	1,823	9,052
2	43,915	29,881	2,229	11,805
3	37,237	27,910	1,612	7,715
4	32,751	25,527	1,432	5,792

(3) 営業許可に関する照会

年度 \ 区分	照会件数	対象施設数
30	573	27,051
元	487	23,153
2	301	634
3	341	583
4	383	779

(4) 情報公開請求実施状況

年度 \ 区分	請求件数	対象施設数
30	48	67,734
元	62	250,364
2	58	240,165
3	70	497,830
4	69	319,864

補助金等
有 ・ ④

備 考

食品の収去試験	所管課	—
		生活衛生課

目的

食品を収去して、細菌及び理化学検査を実施し、不良食品の排除や食品等に起因する事故の発生防止を図ります。

事業内容

区内で製造、販売及び流通している様々な食品等を対象に収去を行い、検査を実施しています。

なお、検査は生活衛生課衛生試験所、東京都健康安全研究センター及び食品衛生法に規定する登録検査機関に依頼しています。

※収去…食品衛生監視員が試験検査の目的で、食品製造及び食品販売事業者並びに食品輸入事業者などから食品等を無償で持ち帰ることで。

根拠法令等

食品衛生法
食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管
平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果
令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 食品等の収去試験結果 (4年度)

月	収去品目	検査種別	検体数		法違反		不良・不適正		違反・不良等の内容
				輸入品(再掲)		輸入品(再掲)		輸入品(再掲)	
令和4年度総数			136	24	—	—	—	—	
6月	学校給食	細菌	4	—	—	—	—	—	
	保育園給食	細菌	4	—	—	—	—	—	
7月	アイスクリーム	化学	1	—	—	—	—	—	
		細菌	5	—	—	—	—	—	
8月	自動車(飲食店)調理食品	細菌	6	—	—	—	—	—	
		化学	8	7	—	—	—	—	
9月	自動車(飲食店)調理食品	細菌	7	—	—	—	—	—	
		細菌	4	—	—	—	—	—	
10月	保育園給食	化学	2	—	—	—	—	—	
		化学	8	8	—	—	—	—	
11月	輸入菓子	細菌	4	—	—	—	—	—	
		細菌	4	—	—	—	—	—	
12月	学校給食	細菌	4	—	—	—	—	—	
		化学	1	—	—	—	—	—	
1月	保育園給食	細菌	4	—	—	—	—	—	
		化学	4	—	—	—	—	—	
2月	食肉製品	細菌	4	—	—	—	—	—	
		細菌	8	—	—	—	—	—	
3月	自動車(飲食店)調理食品	細菌	9	—	—	—	—	—	
		細菌	6	—	—	—	—	—	
4月	保育園給食	化学	2	—	—	—	—	—	
		細菌	8	—	—	—	—	—	
5月	学校給食	細菌	8	—	—	—	—	—	
		細菌	6	—	—	—	—	—	
6月	自動車(飲食店)調理食品	細菌	5	5	—	—	—	—	
		化学	8	—	—	—	—	—	
7月	保育園給食	細菌	8	—	—	—	—	—	
		細菌	4	4	—	—	—	—	
8月	ナチュラルチーズ	細菌	4	—	—	—	—	—	
		細菌	8	—	—	—	—	—	
9月	学校給食	細菌	8	—	—	—	—	—	
		細菌	6	—	—	—	—	—	

※上表における「法違反」及び「不良・不適正」は、食品衛生法の規定に違反するもの及び東京都の一斉収去検査成績に基づく措置基準に適合しないものであり、その都度指導しています。

(2) 生活衛生課衛生試験所処理分

ア 食品細菌培養検査

年度 \ 区分		検査件数		検査件数	
30		5,782			
元		5,209			
2		653			
3		52			
4		1,253			
項 目	細菌数	89	項 目	黄色ブドウ球菌	97
	大腸菌群	97		サルモネラ	97
	大腸菌	97		ウェルシュ菌	97
	腸管出血性大腸菌O26	97		セレウス菌	97
	腸管出血性大腸菌O111	97		腸炎ビブリオ	-
	腸管出血性大腸菌O157	97		カンピロバクター	-
	腸管出血性大腸菌O103	97		腸内細菌科菌群	-
	腸管出血性大腸菌O121	97		リステリア	-
	腸管出血性大腸菌O145	97			

イ 食品化学検査

年度 \ 区分		検査件数		検査件数	
30		1,162			
元		774			
2		126			
3		112			
4		134			
項 目	保存料	40	項 目	酸化防止剤 [TBHQ]	7
	甘味料	48		アレルギー物質 [乳、 卵、小麦]	7
	着色料	16		ヒスタミン	-
	漂白剤 [二酸化硫黄]	16			
	発色剤	-			
	酸化防止剤[エリソルビン酸]	-			

※苦情品等の検査も含まれます。

補助金等 有 ・ ②				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

細菌検査及び現場簡易検査	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品関係施設において、食品や従業員の手指、器具等の細菌検査及び飲料水の残留塩素の測定を実施し、衛生水準の向上を図ります。

事業内容

試験そのものが簡易であり、また、結果が早く得られるなどの利点をもつスタンプスプレード法による細菌検査、有機物の量を測定することにより清浄度を見る ATP ふき取り検査及び水の残留塩素検査を実施し、その汚染状況に基づいて指導を行っています。

また、食品等事業者の自主的な衛生管理活動支援の一環として、食品衛生自治指導員活動にスタンプスプレード法を導入しています。

根拠法令等

食品衛生法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

関係発行物

令和 3 年度（2021 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和 5 年度（2023 年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 細菌検査

(スタンプスプレード法)

(4 年度)

区分	検査件数	検査項目						
		大腸菌群	大腸菌	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	その他の細菌	腸炎ビブリオ	その他のビブリオ
総数	—	—	—	—	—	—	—	—
手指	—	—	—	—	—	—	—	—
食器具	—	—	—	—	—	—	—	—
食品	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) ATP ふき取りによる清浄度検査（4年度）

区 分	検査件数
総 数	63
手 指	0
食 器 具	43
そ の 他	20

(3) 水の残留塩素検査（4年度）

総 数	-
-----	---

(4) 収去検査結果不良施設に対する汚染源調査（4年度）

区 分	総 数
総 数	-
器 具	-
その他	-

(5) 定期航路船舶監視（再掲） （4年度）

区 分	ふき取り	検便	食品	水
総 数	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業を中止しました。

補助金等
有 ・ ⑧

備 考

食品衛生不利益処分	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>食中毒発生の場合の事故拡大防止と食品衛生法違反品の排除を図るとともに、不利益処分を公表することで、区民への情報提供を行っています。</p> <p>事業内容</p> <p>食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設、原因食品等を究明するための調査を実施し、施設が判明した場合には、営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図っています。また、違反品発見の場合には原因や流通経路等の調査を実施し、販売禁止等の措置を行い違反品の排除を図っています。</p> <p>また、これらの不利益処分を行った場合、港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で、その事実を公表しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>食品衛生法 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 東京都ふぐの取扱い規制条例 食品表示法</p> <p>開始時期</p> <p>昭和 50 年 東京都から移管 平成 3 年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行 平成 27 年 食品表示法施行</p> <p>関係発行物</p> <p>令和 3 年度（2021 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果 令和 5 年度（2023 年度）港区食品衛生監視指導計画</p>		

実績表

(1) 食品衛生不利益処分

ア 食中毒

(4年度)

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	4月27日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター・ジェジュニ)	4月12日に提供された食事 (鶏肉料理を含む)
2	5月13日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生(耐熱性毒素 様毒素遺伝子(astA)保有大腸 菌O166)	4月23日に調理し、提供され た弁当
3	6月16日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月6日に調理し、提供した 寿司
4	6月22日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月4日に調理し、提供した おまかせコース(寿司を含む)
5	6月22日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月7日に調理し、提供した 刺身
6	9月7日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	8月25日に調理し、提供した 寿司
7	11月9日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (サルモネラ属菌)	10月25日に調理し、配達した 弁当
8	11月15日	飲食店営業	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	10月29日に調理し、提供した 刺身の盛り合わせ
9	11月30日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (黄色ブドウ球菌)	11月21日に提供された弁当 (鶏弁及び鮭弁)
10	12月6日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	11月24日に調理し、提供した 寿司を含むコース料理
11	1月30日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	1月14日に調理し、提供した 食事(刺身、すしを含む)
12	3月13日	飲食店営業 ※	営業停止命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	3月6日に調理し、提供した 寿司(アジ、イワシ、コハダ を含む)

※令和元年政令第123号の附則第2条の規定により、なお従前の例による営業の許可業種です。この許可業種は、平成30年法律第46号の第2条の規定による改正前食品衛生法による違反及び処分条項を適用しています。

イ 違反食品

(4年度)

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	12月9日	輸入販売業	販売禁止命令	第13条第2項	添加物の不正使用(令和4年3 月18日に収去し検査したと ころ、厚生労働大臣が定める使用 基準にない食品から安息香酸が 検出された。)	ハラペーニョスライス缶詰

(2) 不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数 (4年度)

区 分		件 数
区 内	国・自治体等からの調査依頼	47
	収去・監視等により調査、指導	14
	苦情が発端で調査、指導	6
	営業者からの報告に基づき調査、指導	20
計		87

補助金等 有 ・ ①				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

食 品 等 の 自 主 回 収	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>食品等事業者が自ら製造・販売・輸入する食品等について、食品衛生法違反や食品表示法違反、健康被害を起こすおそれのある食品等を自主回収する場合に報告を義務づけ、区民等に情報の提供を行うことによって食品による健康被害を未然に防止します。正確で迅速な食品等の回収の促進を図ります。</p> <p>事 業 内 容</p> <p>令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が創設されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法や食品表示法による違反または違反のおそれがあり、健康被害に結び付く懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体への報告を義務づけ、この情報を厚生労働省がシステムで一元的に管理し公表する制度です。</p> <p>また、法令の対象とならないものの、食品等事業者が自主回収を行う場合にも報告を求めています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都食品安全条例（平成16年11月1日から令和3年5月31日まで） 食品衛生法 食品表示法</p> <p>開 始 時 期</p> <p>令和3年6月</p> <p>関 係 発 行 物</p> <p>令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果 令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画</p>		

実績表

(1) 食品衛生法第 58 条に規定する自主回収（リコール）報告

年度				自主回収件数
4				7
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	4月4日	食品輸入販売業	農産物加工品	食品添加物の使用基準違反
2	4月27日	食品輸入販売業	チョコレート類	サルモネラ属菌検出の可能性
3	5月13日	食品輸入販売業	チョコレート類	異物混入
4	9月9日	食品輸入販売業	野菜缶詰	異物混入
5	10月13日	食品輸入販売業	焼き菓子	異物混入
6	12月11日	食品販売業	焼き菓子	異物混入
7	2月27日	食品販売業	生鮮バナナ	基準値以上の残留農薬検出

(2) 食品表示法第 10 条の 2 に規定する自主回収（リコール）報告

年度				自主回収件数
4				11
No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	6月29日	食品販売業	油菓子	賞味期限の欠落
2	7月22日	食品販売業	ゼリー類	アレルギー表示の欠落
3	8月10日	食品販売業	水産加工品	アレルギー表示の欠落 他
4	9月14日	食品販売業	洋生菓子	消費期限の誤記載
5	9月30日	食品輸入販売業	バター	不明瞭な表示
6	10月7日	食品販売業	レトルトパウチ食品	アレルギー表示の欠落
7	11月11日	食品販売業	焼き菓子	賞味期限の誤記載
8	1月20日	食品販売業	味噌漬け肉	アレルギー表示の欠落
9	2月13日	食品販売業	チョコレート類	賞味期限の誤記載
10	2月17日	食品販売業	チョコレート類	賞味期限の誤記載
11	3月13日	食品販売業	ソーセージ類	賞味期限の欠落

(3) 東京都食品安全条例に規定する自主回収報告制度に基づく報告

年度	自主回収件数
30	9
元	11
2	13
3	3

※食品衛生法第 58 条及び食品表示法第 10 条の 2 に基づく「食品等の自主回収（リコール）報告制度」の創設に伴い、東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和 3 年 6 月 1 日で廃止されました。

(4) 法令の対象とならない食品等の回収報告

年度	回収件数
30	12
元	10
2	19
3	5
4	8

補助金等
有 ・ 無

備考

食中毒調査	所管課	—
		生活衛生課

目的

食中毒の発生に際して、迅速かつ的確に原因施設や原因食品等を究明し、事故の拡大防止を図ります。

事業内容

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するための調査を実施しています。

また、区内に在住、在勤する患者等がいた場合は、疫学調査を実施しています。

その他、腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関して、食中毒の未然防止並びに散発型集団発生食中毒の早期発見及び発生原因の究明を目的とした「保菌者検索事業」として、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

関係発行物

令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果
令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 港区内で発生した食中毒事件 (4年度)

No.	発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	4月14日	飲食店(一般)	10	4月12日に提供された食事(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター・ジェジュニ
2	4月23日	飲食店(一般)	29	4月23日に調理し、提供された弁当	耐熱性毒素様毒素遺伝子(<i>astA</i>) 保有大腸菌O166
3	6月4日	飲食店(すし)	1	6月4日に調理し、提供したおまかせコース(寿司を含む)	アニサキス
4	6月6日	飲食店(すし)	1	6月6日に調理し、提供した寿司	アニサキス
5	6月8日	飲食店(一般)	1	6月7日に調理し、提供した刺身	アニサキス
6	8月26日	飲食店(すし)	1	8月25日に調理し、提供した寿司	アニサキス
7	10月25日	飲食店(一般)	9	10月25日に調理し、配達した弁当	サルモネラ属菌
8	10月29日	飲食店(一般)	1	10月29日に調理し、提供した刺身の盛り合わせ	アニサキス
9	11月21日	飲食店(弁当)	18	11月21日に提供された弁当(鶏弁及び鮭弁)	黄色ブドウ球菌
10	11月25日	飲食店(すし)	1	11月24日に調理し、提供した寿司を含むコース料理	アニサキス
11	1月15日	飲食店(一般)	1	1月14日に調理し、提供した食事(刺身、すしを含む)	アニサキス
12	3月6日	飲食店(すし)	2	3月6日に調理し、提供した寿司(アジ、イワシ、コハダを含む)	アニサキス
計			75		

(2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件
(4年度)

区 分	調査件数	被調査人数
総 数	20	23

(3) 食中毒関連調査
(4年度)

区 分	調査件数	被調査施設数	被調査人数
総 数	77	47	126

(4) 都内における食中毒発生件数及び患者数 (参考)
(令和4年)

区 分	件数	患者数
総 数	104	519

(5) 食品取扱従事者のノロウイルス陰性確認 (衛生試験所処理)
(4年度)

区 分	検査 件数	検査結果		
		陽性		陰性
		G I	G II	
総 数	1	-	-	1

(6) 保菌者検索事業
(4年度)

区 分	調査件数	被調査人数
総 数	12	13

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

食品衛生対策の充実・ 食品衛生関係施設への監視指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品関係施設の許認可、監視指導、収去検査及び食中毒調査等を実施し、食品等に起因する衛生上の危害を防止することにより、区民の健康の保護を図ります。

事業内容

年度ごとに策定する港区食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒の発生防止、違反食品の製造・流通防止に重点を置いて、必要に応じて国や東京都等と連携して監視指導を実施しています。

なお、区内に本社あるいは営業所がある船舶の食堂についても同様に立ち入って、収去検査・監視指導等を行うほか、全国からの修学旅行の受入れ施設等観光に伴う施設に関しても監視指導を実施しています。

根拠法令等

食品衛生法

東京都食品製造業等取締条例 ※改正食品衛生法の施行により令和3年6月1日で廃止

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

東京都ふぐの取扱い規制条例

食品表示法

開始時期

昭和50年 東京都から移管

平成3年 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

平成27年 食品表示法施行

関係発行物

令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

(1) 改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業の許可

年 度	区 分	施設数	許 可 件 数		廃業数	監視指 導件数
			新 規	更 新		
3		2,767	2,845	-	78	5,687
4		5,500	3,005	-	272	6,413
業 種	飲食店営業	4,658	2,594	-	247	5,530
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7	6	-	2	10
	食肉販売業	105	57	-	1	120
	魚介類販売業	39	22	-	4	46
	魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
	集乳業	-	-	-	-	-
	乳処理業	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
	食肉処理業	4	-	-	-	-
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
	菓子製造業	317	161	-	8	334
	アイスクリーム類製造業	7	2	-	-	4
	乳製品製造業	1	-	-	-	2
	清涼飲料水製造業	-	-	-	-	2
	食肉製品製造業	3	1	-	-	5
	水産製品製造業	6	2	-	-	5
	氷雪製造業	-	-	-	-	-
	液卵製造業	-	-	-	-	-
	食用油脂製造業	3	2	-	-	5
	みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
	酒類製造業	4	2	-	-	9
	豆腐製造業	2	1	-	1	3
	納豆製造業	1	1	-	-	3
	麺類製造業	6	3	-	-	6
	そうざい製造業	300	126	-	8	272
	複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
	冷凍食品製造業	2	2	-	-	5
	複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
	漬物製造業	17	10	-	1	24
	密封包装食品製造業	8	7	-	-	17
食品の小分け業	7	5	-	-	9	
添加物製造業	1	1	-	-	2	

(2) 改正後食品衛生法第57条に規定する営業の届出等

年 度		区 分	施設数	新規届出数	廃業数	監視指導 件数
		3	3,999	4,140	141	653
		4	6,282	2,526	243	399
業 種	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	30	6	4	4	4
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	44	16	3	8	8
	乳類販売業	482	120	3	6	6
	冰雪販売業	2	1	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,895	1,322	35	-	-
	弁当販売業	233	68	23	14	14
	野菜果物販売業	82	56	20	10	10
	米穀類販売業	12	1	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	25	10	-	-	-
	コンビニエンスストア	427	57	25	98	98
	百貨店、総合スーパー	77	31	24	8	8
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	323	21	7	-	-
	その他の食料・飲料販売業	2,324	725	84	190	190
	添加物製造・加工業(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	1	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	39	19	5	2	2
	農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-	-
	調味料製造・加工業	40	17	2	14	14
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
	精穀・製粉業	4	-	-	-	-
	製茶業	15	10	2	2	2
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
	卵選別包装業	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	23	11	3	4	4
	行商	64	17	-	25	25
	集団給食施設	130	13	3	14	14
器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	-	-	-	-	-	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	
その他	10	4	-	-	-	

(3) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

年 度	区 分	施設数	許 可 件 数		廃業数	監視指導 件 数
			新 規	更 新		
30		22,669	2,479	1,928	2,445	13,672
元		22,509	2,326	1,771	2,486	13,459
2		22,815	3,086	1,894	2,780	9,295
3		17,068	598	290	6,345	3,670
4		14,186	-	-	2,882	1,655
業 種	飲食店営業	11,148	-	-	2,311	1,528
	喫茶店営業	889	-	-	241	6
	菓子製造業	996	-	-	172	50
	あん類製造業	1	-	-	-	-
	アイスクリーム類製造業	99	-	-	13	22
	乳処理業	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
	乳製品製造業	9	-	-	2	2
	集乳業	-	-	-	-	-
	乳類販売業	-	-	-	-	-
	食肉処理業	17	-	-	1	2
	食肉販売業	310	-	-	44	12
	食肉製品製造業	5	-	-	1	6
	魚介類販売業	134	-	-	18	8
	魚介類せり売営業	-	-	-	-	-
	魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-
	食品の冷凍又は冷蔵業	12	-	-	3	3
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
	清涼飲料水製造業	3	-	-	-	-
	乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
	氷雪製造業	1	-	-	-	-
	氷雪販売業	-	-	-	-	2
	食用油脂製造業	-	-	-	-	-
	マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
	みそ製造業	1	-	-	-	-
	醤油製造業	1	-	-	-	-
	ソース類製造業	8	-	-	-	-
	酒類製造業	5	-	-	-	-
	豆腐製造業	5	-	-	1	2
	納豆製造業	-	-	-	-	-
	めん類製造業	24	-	-	3	-
そうざい製造業	511	-	-	71	10	
缶詰又は瓶詰食品製造業	4	-	-	-	2	
添加物製造業	3	-	-	1	-	

(4) 食品製造業等取締条例に規定する営業

年 度	区 分	施設数	許 可 件 数		廃業数	監視指導 件 数
			新 規	更 新		
30		2,384	319	144	248	2,098
元		2,426	292	166	250	2,514
2		2,401	288	152	313	789
3		-	25	-	2,426	78
4		-	-	-	-	-
業 種	行 商 (弁当等人力販売業)	-	-	-	-	-
	(その他)	-	-	-	-	-
	つけ物製造業	-	-	-	-	-
	製菓材料等製造業	-	-	-	-	-
	粉末食品製造業	-	-	-	-	-
	そう菜半製品等製造	-	-	-	-	-
	調味料等製造業	-	-	-	-	-
	魚介類加工業	-	-	-	-	-
	液卵製造業	-	-	-	-	-
	食料品等販売業	-	-	-	-	-
	卵選別包装業者	-	-	-	-	-
給 食 施 設	-	-	-	-	-	

※東京都食品製造業等取締条例は、改正食品衛生法による営業許可制度の見直しに合わせ、令和3年6月1日で廃止されました。

(5) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

(4年度)

区 分	施設数	認証件数	廃止数	監視指導件数
ふぐ取扱所	374	65	124	84

※令和4年4月1日に東京都ふぐの取扱い規制条例が改正され、ふぐ加工製品取扱施設が廃止されました。

(6) 港区食品衛生法施行細則に規定する営業の報告

年 度		区 分	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導件数
30			4,200	5	3	1,925
元			4,203	4	1	1,873
2			4,218	18	3	36
3			-	-	4,218	-
4			-	-	-	-
業 種	許可を要しない食品製造業		-	-	-	-
	許可を要しない食品販売業		-	-	-	-
	食器具包装おもちゃ製造又は販売業		-	-	-	-
	添加物販売業		-	-	-	-

※令和3年6月1日の改正食品衛生法の施行に合わせて、港区食品衛生法施行細則に規定する営業の報告は令和3年6月1日で廃止しました。

(7) 港区食品衛生法施行細則に規定する生食用食肉の取扱い開始の報告等（4年度）

		施設数	新規報告数	廃止数	監視指導件数
総 数		72	23	16	20
業 種	飲食店営業	71	23	16	20
	食肉販売業	1	-	-	-

(8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（4年度）

区 分	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施 設 数	監視指導件数	施 設 数	監視指導件数
総 数	11	1	1	-

(9) 路上営業者対策（再掲）（4年度）

区 分	監視指導件数
総 数	25

(10) 保育園・幼稚園・学校・社会福祉施設給食の監視指導件数（再掲）（4年度）

区 分	保育園	幼稚園	学校	社会福祉施設
総 数	10	-	10	-

(11) 食品表示法に基づく監視指導件数

(4年度)

		監視指導件数
総 数		2,199
加工食品		1,848
生鮮食品	農産物	104
	畜産物	125
	水産物	112
食品添加物		10

補助金等
有 ・ ④

備 考

食品衛生推進員事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で区長が委嘱した食品衛生推進員により、食品営業施設の自主管理を推進し、食品の安全確保の向上を図ります。

事業内容

飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動の推進及び保健所が実施する食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者を区長が18名委嘱（任期2年）します。主な事業は以下のとおりです。

- (1) 食品衛生推進員会議を年2回実施
- (2) 推進員研修会に年2回出席
- (3) 推進員実務研修会を年1回実施
- (4) 食品衛生月間による巡回指導を実施
- (5) 保健所が実施する消費者懇談会に協力
- (6) 区民まつり会場で保健所が実施する「食品衛生フェスティバル」における街頭相談に協力

根拠法令等

食品衛生法
港区食品衛生推進員設置要綱

開始時期

平成9年8月

関係発行物

令和3年度（2021年度）港区食品衛生監視指導の実施結果
令和5年度（2023年度）港区食品衛生監視指導計画

実績表

消費者懇談会

年度	内容等
30	「2018 正しく知ろう！食品にまつわるウソ・ホント」 みなと保健所8階大会議室 112名
元	「2019 食品アレルギーのきほん」 みなと保健所8階大会議室 123名
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3	「アニサキス食中毒予防について」、「食品への異物混入事例集」 web開催
4	「家庭でも起きる食中毒について」、「異物混入事例集（衛生害虫、軟質異物編）」web開催

補助金等 有 ・ ⑧				備考	
---------------	--	--	--	----	--

調理師・製菓衛生師免許	所管課	—
		生活衛生課

目 的

免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行っています。

根拠法令等

調理師法・製菓衛生師法

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

関係発行物

令和 3 年度（2021 年度）港区食品衛生監視指導の実施結果

実 績 表

（4 年度）

区 分	総 数
調 理 師	58
製 菓 衛 生 師	2

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

給食施設指導	所管課	—
		生活衛生課

目的

事業所・病院・福祉施設・学校などの給食施設において栄養管理のされた適切な給食が実施されるよう指導を行い喫食者の健康の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設

ア 特定給食施設：1回100食以上または1日250食以上

イ 管理栄養士配置特定給食施設

(ア) 病院及び介護老人保健施設 1回300食以上または1日750食以上

(イ) (ア)以外の施設 1回500食以上または1日1,500食以上

ウ その他給食施設：特定給食施設以外の給食施設

(2) 内容

ア 栄養管理に関する指導・助言を行います。

イ 給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士等に対し、施設に応じた給食管理について講習会を行います。

根拠法令等

健康増進法、健康増進法施行規則、港区健康増進法施行細則、港区特定給食施設関連要綱等

関係発行物

(1) 給食施設における栄養管理ハンドブック～利用者の健康管理～

(2) 児童福祉施設の給食における栄養管理ハンドブック

実績表

(1) 施設数

年度	総数	特定給食施設※	その他の施設
30	376	233(60)	143
元	391	235(63)	156
2	389	231(58)	158
3	382	212(53)	170
4	370	207(49)	163

()内は管理栄養士配置特定給食施設再掲

※特定給食施設区分（令和4年度）

区分	学校	病院	介護老人保健福祉	児童福祉	社会福祉	事業所	その他	合計
特定給食施設	41	4	10	30	1	71	1	158
管理栄養士配置特定給食施設	2	3	-	-	-	44	-	49
総数	43	7	10	30	1	115	1	207

(2) 指導（延施設数）

年度	個別指導					集団指導		
	総数	届出	栄養管理 報告書	調査	個別相談	総数	講習会 (回数)	集団給食 研究会 (令和4年 度廃止)
30	1,528	170	563	340	455	260	199(4)	61
元	1,433	196	484	348	405	142	123(5)	19
2	1,661	274	523	352	512	55	55(1)	-
3	1,509	195	561	354	399	185	185(7)	-
4	1,415	189	578	353	295	170	170(4)	-

補助金等 有 ・ ⑧				備考	
---------------	--	--	--	----	--

食品の栄養表示、広告表示指導	所管課	—
		生活衛生課

目 的

食品に栄養表示・広告表示を行う事業者に対し、適正な表示がなされるよう指導し、区民が食品を安心して選択できるよう適切な情報提供を行います。

事業内容

(1) 対 象

食品に栄養表示・広告表示を行う区内事業者及び区民

(2) 内 容

ア 特別用途食品の許可申請を消費者庁へ進達します。(健康増進法一部改正に伴い、令和元年9月から経由事務が廃止されました)

イ 食品の栄養表示・広告表示について相談、指導を行います。

ウ 区民、事業者に対し、正しい表示、広告について講習会を行います。

エ 食品表示基準に基づき適正な栄養成分表示が行われているかについて定期的に監視を行います。

根拠法令等

健康増進法、食品表示法（食品表示基準）

開始時期

昭和50年 東京都から移管（特別用途食品）

平成10年 （栄養表示基準）

平成15年8月 （誇大表示の禁止）

平成27年4月 （食品表示基準）

実績表

特別用途食品進達申請届出（令和元年度廃止）

年 度	30	元	2	3	4
件 数	135	39	-	-	-

指導数

区分 年度	個別総 指導数	個別指導				集団指導（回数）			
		栄養表示		広告表示		栄養表示		広告表示	
		指導 件数	監視 件数	指導 件数	トクホ※ （再掲）	事業者 人数	区 民 人数	事業者 人数	区 民 人数
30	462	376	-	86	(2)	795(27)	28(1)	-	49(1)
元	506	447	-	59	-	827(32)	-	-	-
2	647	567	47	80	-	-	14(1)	-	-
3	534	464	301	70	-	-	-	-	-
4	464	405	498	59	-	-	18(1)	-	41(1)

※ トクホとは「特定保健用食品」の略です。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

住宅宿泊事業（民泊）の適正な運営	所管課	—
		生活衛生課

目的

「住宅宿泊事業が受け入れられ、共存共栄できるまち」の実現を目指し、住宅宿泊事業による地域の活性化を図るとともに、住宅宿泊事業の適正な運営により、区民の安全安心な生活環境が確保されるよう取り組みます。

事業内容

- (1) 住宅宿泊事業に関する相談、届出の受付
- (2) 届出施設の監視、指導
- (3) 届出事業者講習会の開催等

根拠法令等

住宅宿泊事業法
港区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

開始時期

平成30年6月15日（住宅宿泊事業法施行）

関係発行物

「住宅宿泊事業に関する手引 - 港区 -」
事業者向けパンフレット「民泊のはじめ方 ~住宅宿泊事業者編~」
利用者・近隣住民向けパンフレット
「住宅宿泊事業が受け入れられ、共存共栄できるまちのために。」

実績表

住宅宿泊事業施設数 (年度末現在)

年度	地区	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	台場	合計
30		48	88	69	58	1	-	264
元		88	127	125	51	4	-	395
2		79	115	111	47	5	-	357
3		69	102	135	9	5	-	320
4		57	130	140	48	10	-	385

届出事業者講習会開催状況

年度	回数	参加者数
30	2	52
元	1	27
2	※1 0	0
3	※2 1	64
4	※3 0	59

- ※1 動画を作成しオンライン研修で実施
- ※2 書面で開催のため書類を送付した事業者数を掲載
- ※3 書類を送付した事業者数を掲載

届出施設に関する苦情

年度	件数
30	56
元	45
2	19
3	11
4	17

立入検査施設数

年度	施設数
30	15
元	18
2	10
3	14
4	24

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

医 務 事 業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

医療施設に関する許可及び届出事務並びに医療従事者に関する免許事務を通し、区民への適正な医療を提供する体制の確保を図ります。

事 業 内 容

診療所、歯科診療所、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）、歯科技工所についての許可及び届出事務を行っています。施設に対して、開設・変更時のほか必要に応じて立入検査を行い、監視指導しています。また、区民等へ医療機関の情報を提供しています。

病院については都知事が許可権をもつため、保健所では申請書の受付等経由事務を行っています。ただし、救急医療機関については実地調査を行い、都知事への調査書を作成しています。

衛生検査所については登録、届出事務を行っています。また、都区の実施計画に基づき、施設に対して監視指導しています。

医療従事者の免許の登録及び発行は厚生労働大臣又は都道府県知事が行うため、保健所では申請書の受付、都への経由、免許証の交付事務を行っています。

根拠法令等

医療法
 医師法
 歯科医師法
 保健師助産師看護師法
 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 柔道整復師法
 歯科技工士法
 臨床検査技師等に関する法律

実 績 表

(1) 医療関係施設数

年 度	区 分	病 院		診 療 所			歯 科 診 療 所 (無 床)	助産所			施 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	病 床 数※			
		(再掲) 救急 指定	計	有 床	無 床	計		有 床	無 床	計				病 院	診 療 所	助 産 所	
																	計
30		13	8	766	12	754	605	15	1	14	746	36	5	4,061	3,957	100	4
元		13	8	797	11	786	606	14	-	14	763	35	5	3,996	3,906	90	-
2		13	8	824	10	814	606	16	-	16	744	35	7	3,991	3,906	85	-
3		13	8	878	10	868	617	18	-	18	768	37	11	3,991	3,906	85	-
4		13	8	928	10	918	620	21	-	21	787	37	11	3,991	3,906	85	-

※助産所については入所施設の定員を表しています。

(2) 許可等取扱件数

(4年度)

区 分	病院	診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所	出張施術 業務等	歯 科 技工所	衛 生 検査所
総 数	80	862	426	13	274	23	17	22
開 設 届 出	-	155	50	8	84	18	4	
開 設 許 可	-	82	14	-				1
使 用 許 可	1	-	-	-				
一 部 変 更 届	6	330	109	-	121		9	16
一 部 変 更 許 可	14	35	7	-				2
一 部 変 更 使 用 許 可	8	-	-	-				
休 止・廃 止・再 開 届 出	1	116	49	5	69	5	4	1
エ ッ ク ス 線 関 係 届 出	44	134	197					
専 属 薬 剤 師 免 除 許 可	-	2	-					
二 箇 所 以 上 管 理 許 可	-	4	-					
他 の 者 管 理 許 可	-	-	-					
救 急 医 療 機 関 に 関 する 申 請・届 出	6							
そ の 他 ※	-	4	-					2

※病院に関する事務は、東京都が直接実施し、区は経由事務のみを行います。

※その他は、取下願、登録証明書書換え交付申請

(3) 監視指導件数

(4年度)

区 分	病院	診 療 所		歯 科 診 療 所	助 産 所		計	
		有 床	無 床		有 床	無 床		
医療監視延件数		2	209	71	-	1	283	
指 摘 施 設 数		1	108	39	-	1	149	
指 摘 件 数		1	172	60	-	2	235	
指 摘 内 訳	超 過 収 容 等	-	-	-	-	-	-	
	構 造 設 備	1	67	24	-	1	93	
	管 理 部 門	法 手 続	-	8	-	-	-	8
		広 告	-	17	7	-	-	24
		帳 票 類 管 理	-	67	22	-	1	90
そ の 他		-	13	7	-	-	20	
処 分 件 数		-	-	-	-	-	-	
処 分 内 訳	医 療 広 告 の 中 止 命 令	-	-	-	-	-	-	
	医 療 広 告 の 是 正 命 令	-	-	-	-	-	-	
	使 用 制 限 命 令	-	-	-	-	-	-	
	使 用 禁 止 命 令	-	-	-	-	-	-	
	改 善 命 令	-	-	-	-	-	-	
	管 理 者 変 更 命 令	-	-	-	-	-	-	
	許 可 取 消 命 令	-	-	-	-	-	-	
閉 鎖 命 令	-	-	-	-	-	-		
指 導 (始 末 書・説 諭)		1	108	39	-	1	149	
告 発 件 数		-	-	-	-	-	-	

(4) 施術所等立入検査件数

(4年度)

区 分	施 術 所			歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	計
	あ マ 指 ※	は り き ゅ う	柔 道 整 復			
立 入 検 査 延 件 数	65		14	6	8	93
指 摘 施 設 数	13		4	1	3	21
指 摘 件 数 ※	17		4	1	5	27

※あマ指とは、あん摩マッサージ指圧を意味します。

※指摘に対しては、改善指導を行いました。

(5) 医療従事者調査数

年	区分	総数	医師	歯科 医師	薬剤師	保健師・助産師・ 看護師・准看護師	歯科 技工士	歯科 衛生士
30		13,912	3,237	884	2,943	5,914	90	844
2		14,374	3,364	947	2,749	6,383	87	844
4		12,500	2,856	697	2,090	6,139	78	640
備考			○区内に住所を有する人 ○区内医療施設等に勤務する人			○区内医療施設等に勤務する人		

※医療従事者調査は、厚生労働省所管の統計調査で昭和57年以降2年毎に実施しています。

※令和4年については、令和5年3月31日までの提出分になります。

(6) 医療従事者免許事務取扱件数


(4年度)

種別	計	免許申請	書換その他
医師	168	75	93
歯科医師	40	13	27
薬剤師	90	15	75
臨床検査技師	4	-	4
衛生検査技師	-	-	-
診療放射線技師	5	3	2
診療エックス線技師※	-	-	-
理学療法士	3	2	1
作業療法士	1	-	1
保健師	105	50	55
助産師	30	17	13
看護師	395	215	180
准看護師※	8	3	5
視能訓練士	1	1	-
死体解剖資格認定	1	1	-
受胎調節実地指導員※	9	6	3
合計	860	401	459

※診療エックス線技師、准看護師、受胎調節実地指導員の免許は都知事が発行します。

(7) 医務関係苦情相談件数

年度	区分	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
30		212	52	6	11	25	306
元		213	63	2	11	40	329
2		374	75	20	16	84	569
3		286	61	13	13	55	428
4		404	124	30	23	104	685

補助金等
有・

備考

医療安全支援センター	所管課	—
		生活衛生課

目 的

区民の医療に関する相談に対応することで、医療に関する区民の不安を解消し、医療安全推進協議会及び医療機関従事者向け研修をとおして、区内医療機関の医療安全の向上を支援することを目的とします。

事業内容

港区の医療安全支援センターは、「医療相談窓口業務」、「医療安全推進協議会の開催」及び「医療機関従事者向け研修」の3つの役割を担います。

「医療相談窓口業務」では、専用のコールセンターを設け、区民や区内医療機関（診療所・歯科診療所等）の利用者からの医療相談に対応します。電話対応は、病院等で3年以上の臨床経験がある看護師等が行います。また、診療所等に調査が必要な場合は、速やかに医療相談窓口から報告を受け、保健所職員が対応します。

「医療安全推進協議会の開催」では、医師会等医療関係団体担当者、弁護士等の有識者、区民等を委員とし、医療安全を推進するための協議会を毎年開催します。

「医療機関従事者向け研修」では、区内医療機関の医療安全を推進するため、弁護士、医療安全に関わる専門家（医師、看護師等）を講師とし、医療安全に関する制度、組織的な取り組みについての動画を作成し、ホームページに公開することで研修とします。

根拠法令等

医療法

開始時期

令和3年4月

実績表

(1) 医療相談（医療相談窓口）

	診療所	歯科診療所	病院	施術所	その他	計
3	50	15	13	4	101	183
4	165	43	34	4	68	314

(2) 医療安全推進協議会

令和3年度 1回実施（3月）

令和4年度 1回実施（3月）

(3) 医療機関従事者向け研修動画の作成

令和3年度 テーマ「苦情・相談から感染症対策を考える」

令和4年度 テーマ「最初が肝心！医療クレーム対応～事例から身につける対応術～」

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

有害物質を含有する家庭用品に関する事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

有害物質を含有する家庭用品による危害発生を未然に防止することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。

事業内容

区内の小売業者等から家庭用品を試験的に購入し、基準に適合しているかの確認検査を実施します。試験検査の結果をもとに、基準に適合しない家庭用品に関して、人への健康被害の恐れが認められるときは、販売状況の調査・回収の命令など必要な措置を講じます。

他の自治体から区内の事業者が取り扱う家庭用品に関して通報があった場合には、その事業者に対して必要な調査、指導等を行います。

根拠法令等

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

開始時期

平成12年度 東京都から移管

実績表

(4年度)

区 分	検体数	延検査項目数	違反件数
家庭用品試買検査	27	37	—
他の自治体からの通報	—	—	—
区民等からの相談	—	—	—

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

薬 事 事 業	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保し、適正な医薬品等の区民への供給に寄与することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>薬局、医薬品製造業・製造販売業・製造販売承認（以上は薬局製造販売医薬品に限る）、麻薬小売業、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業の許可・届出等の事務を行っています。</p> <p>薬局・医薬品販売業等に対する立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理者の管理状況、毒薬劇薬・処方箋医薬品等の取扱い、無承認・無許可品・不正表示・不良品の取締り、虚偽・誇大広告の排除、医薬品情報の提供・収集状況などについて監視指導を行っています。</p> <p>医薬品等の一斉監視指導を実施し、流通段階での医薬品等の不良品・不正表示品の発見のために収去検査を行っています。</p> <p>法の正しい理解、消費者に安全な医薬品等の情報を提供するために、情報提供を適時行っています。</p> <p>また、薬物乱用防止を推進するために、東京都薬物乱用防止推進港区協議会の活動を支援し、薬物乱用防止に関する啓発活動、広報みなとへの啓発記事の掲載等を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 麻薬及び向精神薬取締法 覚醒剤取締法</p> <p>開始時期</p> <p>平成9年4月 東京都から移管 医薬品販売業の一般販売業（卸売一般販売業を除く）及び特例販売業の事務</p> <p>平成17年4月 東京都から移管 薬局、医薬品製造業、製造販売業・製造販売承認、麻薬小売業、薬種商販売業、管理医療機器販売業・貸与業の事務</p> <p>平成21年6月 （医薬品販売制度の改正） 店舗販売業の事務</p> <p>平成27年4月 東京都から移管 高度管理医療機器等販売業・貸与業の事務</p>		

実績表

(1) 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業の許可等取扱件数 (4年度)

区 分	施 設 数	許可件数		廃 止 届	変 更 届 ※1	書 換 え 交 付	再 交 付	監 視 指 導	
		新 規	更 新						
薬局	209	27	25	19	1,213	1	-	121	
薬局製造医薬品 製造販売業	16	-	2	2	4	-	-	2	
	16	-	2	2	3	-	-	2	
	173	23	59	11	459	12	1	174	
店舗販売業	117	9	9	12	441	2	-	26	
特例販売業(一般)	1	-	-	-	-	-	-	-	
高度管理 医療機器	販売・貸与業	561	74	82	83	273	14	2	173
	販売業	146	14	24	20	78	-	-	46
	貸与業	1	1	-	1	-	-	-	1
管理医療機器 ※2	販売・貸与業	1,227	25	/	13	16	/	/	-
	販売業	1,074	126	/	51	53	/	/	-
	貸与業	55	-	/	1	-	/	/	-

※1 変更届には、休止届、再開届、年間届、廃棄届等を含みます。

※2 管理医療機器の新規、廃止届、変更届、監視指導は専業のみの数字になっています。

(2) 店舗販売業等からの医薬品等収去品試験検査件数及び結果 (4年度)

区 分	総 数	適	不 適
一般用医薬品	2	2	-
医薬部外品	1	1	-
化粧品	1	1	-
医療機器	1	1	-
合 計	5	5	-

(3) 薬事関係苦情相談件数

区分 年度	薬局	医薬品販売業	高度管理 医療機器	管理医療機器	その他	計
30	42	7	28	6	18	101
元	57	14	34	5	83	193
2	81	19	50	14	158	322
3	75	21	39	20	131	286
4	80	20	40	16	150	306

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備 考	
---	--	--	--	-----	--

毒物劇物事業	所管課	—
		生活衛生課

目 的

毒物劇物による危害発生を未然に防止することにより、区民の健康と安全の維持・増進を図ります。

事業内容

毒物劇物販売業者に対する登録・更新等の事務を行います。

登録営業者や業務上取扱者に対して、立入検査を実施し、販売や取扱いの状況を把握します。なお、毒物劇物を貯蔵している場合には、貯蔵設備や保管状況も適切かどうか確認します。

また、特定の品目を取り扱う営業者に対して、東京都及び特別区が一斉に行う監視指導を年2回実施しています。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

開始時期

平成12年4月 東京都から移管 販売業者の事務

平成17年4月 東京都から移管 業務上取扱者の事務

実績表

(4年度)

区 分	施設数	新規	更新	廃止届	変更届	取扱責任者 設置	取扱責任者 変更	書換え交付	再交付	監視指導 件数	指摘施設数	苦情相談数
一般販売業	514	57	66	54	67	14	35	13	-	154	9	30
特定品目販売業	7	1	3	-	-	1	-	-	-	4	1	
農業用品目販売業	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
要届出業務上取扱者	-	-	/	-	-	-	-	/	/	-	-	
非届出業務上取扱者	101	/								-	-	
合 計	622	58	69	56	67	15	35	13	-	158	10	30

補助金等
有 ・ (無)

備 考

試 験 検 査	所管課	—
		生活衛生課
<p>目 的</p> <p>保健所の事業に関連する食品、水、糞便、衛生害虫等を検査することにより、保健衛生行政に必要な科学的根拠を提供し、区民の健康の保持・増進に寄与します。</p> <p>事 業 内 容</p> <p>1 食品等検査</p> <p>食品衛生監視指導計画に基づいて収去した食品について腸管出血性大腸菌等の微生物検査及び保存料等の理化学検査を行っています。また、苦情品等の検査を随時行っています。</p> <p>2 水質検査</p> <p>ビルの受水槽水、井戸水、船舶水等の飲料水については水道法水質基準、プール水及び浴槽水については条例の基準に基づいて水質検査を行っています。</p> <p>また、公衆浴場、プール・ジャグジー等から採取した水のレジオネラ属菌の検査を行っています。</p> <p>3 糞便検査</p> <p>食中毒及び感染症を予防するため、一般健康診断（細菌検査、虫卵検査）、病原微生物保有の確認検査を行っています。</p> <p>4 新型コロナウイルス検査</p> <p>区内施設等での新型コロナウイルス患者発生時、感染拡大を防止するため濃厚接触者等に対し、新型コロナウイルス検査を行っています。</p> <p>5 感染症媒介蚊サーベイランスのウイルス検査</p> <p>蚊が媒介する感染症を防止するため、区内の公園に生息するヒトスジシマカ、アカイエカ等が保有するデングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス及びウエストナイルウイルスの検査を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>地域保健法、食品衛生法、水道法、公衆浴場法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、港区プールの衛生管理に関する条例</p>		

実績表

食品細菌検査

(単位：件)

検査項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
細菌数	457	417	51	4	89
大腸菌群	440	400	51	4	97
大腸菌	435	396	50	4	97
腸管出血性大腸菌	424	384	50	4	97
黄色ブドウ球菌	470	409	51	14	97
サルモネラ	424	387	50	4	97
ウェルシュ菌	434	401	50	4	97
セレウス菌	441	402	50	25	97
カンピロバクター	74	57			
腸炎ビブリオ	28	21			
腸内細菌科菌群	14	15			
リステリア	21				

食品化学検査

(単位：件)

検査項目		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
保存料	サリチル酸	107				
	安息香酸	107	92	13	12	8
	ソルビン酸	107	92	13	12	16
	デヒドロ酢酸	107				16
	パラオキシ安息香酸エステル類※1	107		13		
甘味料	サッカリン(Na)	107	92	13	12	16
	サイクラミン酸	107	92	13	12	16
	アセスルファムカリウム	32	73	13	12	16
着色料	タール系色素※2	108	92	13	12	16
漂白剤等	二酸化硫黄	122	107	13	12	16
発色剤	亜硝酸	15	11			
酸化防止剤	エリソルビン酸	44	43	5		
	TBHQ	37	36	3	3	7
アレルギー	乳、小麦、卵等	18	9			7
腐敗アミン	ヒスタミン	37	35	1	13	

※1 パラオキシ安息香酸エステル類は5種類（エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル）を検査

※2 タール系色素は赤色2・3・40・102・104・105・106号、黄色4・5号、青色1・2号、緑色3号、アゾルビン、パテントブルー、キノリンイエローを検査

食品細菌簡易検査

(単位：件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
検査件数		665			

検査項目：大腸菌群、大腸菌、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ

水質検査

(単位：件)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
井戸水	4	4	5	2	4
貯留水道水	53	44	48	40	41
船舶水	27	22	14	17	11
プール・浴槽水等	544(174)	671(302)	695(381)	678(277)	379(244)

検査項目：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、色度、濁度、臭気、味、鉄、銅、亜鉛、鉛、過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、一般細菌、大腸菌、大腸菌群数、レジオネラ属菌

※ ()内はレジオネラ属菌件数の再掲です。

糞便検査

(単位：件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一般健康診断(細菌検査)※1	1,094	1,110	788	749	750
一般健康診断(虫卵検査)	1	4	1		
病原細菌検査※2	202	50	18	58	31
病原ウイルス検査※3	9	10	16	12	20

※1 検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌 0157・026・0111

※2 検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌

※3 検査項目：ノロウイルス、サポウイルス、アデノウイルス、ロタウイルス、アストロウイルス

新型コロナウイルス検査

(単位：件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
検査件数			131	156	12

感染症媒介蚊のウイルス検査(デング、ジカ、チクングニア、ウエストナイル)(単位：件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
検査件数	39	39	44	44	38

その他検査(病原ウイルスふきとり検査、異物等)

(単位：件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
検査件数				42	335

補助金は、感染症媒介蚊のウイルス検査のみ対象

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	医療保健政策区市町村
⑦・無	-	1/2	1/2		包括補助事業補助金

使用済み注射針回収事業助成	所管課	—
		生活衛生課

目 的

一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を補助することで、使用済み注射針の適正な処理を図ります。

事業内容

在宅にて自己注射を行う患者等の使用済み注射針の廃棄に際し、一般社団法人東京都港区薬剤師会は、感染症予防及び針刺し事故防止のため使用済み注射針の回収・廃棄事業を行っています。

一般社団法人東京都港区薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に対し、その経費を一部助成しています。

根拠法令等

港区使用済み注射針回収事業補助金交付要綱

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

使用済み注射針回収容器数

年度	数量（本）
30	2,440
元	2,360
2	2,400
3	2,400
4	2,600

補助金等有・ 				備考	
--	--	--	--	----	--

医師臨床研修（地域保健研修）に係る研修医の受け入れ	所管課	—
		生活衛生課

目 的

診療に従事しようとする医師に、臨床研修病院で2年以上の臨床研修が義務づけられたことに伴い、保健所では研修協力施設として、研修医を受け入れます。研修の目的は次のとおりです。

- ① 研修医に対し、医師としての人格をかん養する機会を与える。
- ② 研修医に対し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を理解させる。
- ③ 研修医に対し、地域保健及び公衆衛生に関する基本的態度及び考え方を身につけさせる。

事業内容

みなと保健所での講義及び現場実習のほか、区の社会福祉施設・事業への参加・実習を行っています。

根拠法令等

医師法第16条の2

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
港区医師臨床研修（地域保健研修）実施要領

開始時期

平成17年4月

実績表

年度 \ 区分	受け入れた 臨床研修病院数	受け入れた 臨床研修医
30	—	—
元	—	—
2	—	—
3	—	—
4	—	—

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

2 保 健 予 防

保健予防課

休日診療	所管課	—
		保健予防課

目的

日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の休日の急病患者に対する医療施設及び医療情報の提供を行い、区民の医療不安を解消することを目的としています。

事業内容

休日の午前9時から午後5時までにおける発熱・腹痛・歯痛等の急病患者に対応します。

一般社団法人東京都港区医師会（以下「港区医師会」という。）、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会（以下「港区芝歯科医師会」という。）及び公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会（以下「港区麻布赤坂歯科医師会」という。）へ委託し、輪番制による内科・小児科診療施設（年末年始のみ入院施設あり）及び歯科診療施設を設置し、診療を行っています。

また、休日の午後5時から午後10時まで（準夜）内科・小児科診療施設で診療を行っています。

事業周知のため東京都の補助金を活用し「小児救急カード」を作成しています。

関連事業として、一般社団法人東京都港区薬剤師会（以下「港区薬剤師会」という。）による休日及び夜間における薬に関する相談事業（港区休日くすり何でもテレホン）に補助金を交付しています。また感染症が流行する冬場において小児対応できる医療機関の増設及び院外処方できる薬局を開設しています。

根拠法令等

港区休日診療実施要綱、港区休日準夜診療実施要綱、港区休日歯科応急診療実施要綱、港区当番薬局電話相談事業補助金交付要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管 保健衛生事務事業に係る都区協定書（昭和50年3月31日協定）に基づき四半期ごとに東京都に報告書を提出しています。

休日診療等実施一覧表

施設名・開設時間	開設場所	
休日診療（輪番制） （午前9時～午後5時）	区内診療所・病院	（広報みなと「夜間・休日診療」、 港区ホームページ「休日診療・ 小児初期救急診療」 東京都医療機関案内サービス 「ひまわり」に掲載）
	区内歯科診療所	
休日準夜診療（輪番制） （午後5時～午後10時）	区内診療所	
東京都保健医療情報センター （毎日24時間）	東京都医療機関案内サービス ひまわり03（5272）0303	
東京消防庁救急相談センター （毎日24時間）	#7119	03（3212）2323
港区休日くすり 何でもテレホン	休日ごとの当番薬局（午前9時～午後2時） （広報みなと「夜間・休日診療」、 港区ホームページ「休日診療・小児初期救急診療」 に掲載）	
	夜間（毎日）090（3690）3102（午後8時～午前0時）	

実績表

1 休日診療（輪番制）

（港区休日診療実施要綱、港区休日準夜診療実施要綱）

（単位：人）

年 度	種 別	休日数 (日)	患者取扱数	内 訳		
				内 科	小児科	その他
30		73	5,539	3,151	1,660	728
元		76	5,684	3,380	1,687	617
2		72	2,274	1,248	710	316
3		72	2,799	1,458	987	354
4	初回治療	72	2,858	1,355	1,197	306
	準 夜	72	341	248	73	20
	小 計		3,199	1,603	1,270	326
	入 院	6	18	15	1	2
	合 計		3,217	1,618	1,271	328

2 休日歯科診療（輪番制）

（港区休日歯科応急診療実施要綱）

年 度	区 分	休日数（日）	患者取扱数 (人)
30		73	284
元		76	316
2		72	206
3		72	209
4	港区芝歯科医師会（毎週）	72	136
	港区麻布赤坂歯科医師会（毎週）	72	111
	計		247

※芝歯科医師会は令和4年度から毎週実施

※休日歯科固定診療事業は、令和4年3月で終了しました。令和4年度以降は休日歯科診療（輪番制）に移行しました。

補助金等 ④ ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金（※）
---------------	------------	----------------	----------------	-------	----------------------------

※補助金対象は「小児救急用カード」作成

小児初期救急診療事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

医療機関等の協力を得て、平日・土曜の夜間における小児の救急患者に対する初期救急診療（以下「小児初期救急診療」という。）を実施することにより、区民の生命と健康を守り、安心して子育てができる環境を整備します。

事業内容

1 実施方法

小児初期救急診療に係る事業は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託して実施しています。

2 実施場所

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院（港区芝浦一丁目16番10号）内「みなと子ども救急診療室」

3 運営方法

(1) 診療日

- ① 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
- ② 土曜日（ // ）

(2) 診療時間

- ① 午後7時～午後10時（受付時間は午後7時～午後9時30分）
- ② 午後5時～午後10時（受付時間は午後5時～午後9時30分）

(3) 診療科目

小児科

(4) 対象者

中学生まで（おおむね15歳未満の小児）の外来軽症患者

(5) 診療体制

医師1人、看護師1人、薬剤師1人及び事務員1人の4人体制

根拠法令等

港区小児初期救急診療事業実施要綱

開始時期

平成27年11月

実績表

年 度	診療日数（日）	患者取扱数（人）
30	244	1,051
元	254	1,368
2	293	830
3	293	1,459
4	293	2,125

※令和元年12月28日から土曜日の診療を開始

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	小児初期救急平日夜間診療 事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------------

区民健康相談・健康教育事業等補助	所管課	—
		保健予防課

目 的

港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会が区民に対して行う健康相談、健康教育事業の経費を補助することにより、区民の健康管理に対する普及、啓発を図ります。

事業内容

港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会が実施する、区民のための健康相談、健康教育事業の事業計画及び補助金申請に基づき、経費の一部を補助します。

事業完了後は、実績報告により事業実施の確認をします。

根拠法令等

港区区民健康相談・健康教育事業等補助金交付要綱

開始時期

昭和53年12月

実績表

補助金交付実績

年度	補助対象	参加人員(人)	総事業額(円)	補助金額(円)
30	港区芝歯科医師会	950	786,396	331,980
元	港区麻布赤坂歯科医師会	228	344,507	331,980
2	港区芝歯科医師会	70	379,000	332,250
3	港区麻布赤坂歯科医師会	489	6,626,427	332,250
4	港区芝歯科医師会	36	381,294	332,250

※歯科医師会については港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会が1年ごとに交替して事業を実施し補助対象となっています。

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/>				備考	
---	--	--	--	----	--

かかりつけ医機能推進事業	所管課	—			
		保健予防課			
<p>目 的</p> <p>かかりつけ医がいない区民や在宅療養者に対して、かかりつけ医や専門診療医等の紹介又は確保を行うことにより、初期診療における総合的な診断と治療の確保及び療養環境の確保を図ることを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>かかりつけ医機能の推進に関しては港区医師会に委託し実施します。また、かかりつけ医制度の効果的な普及啓発等については港区医師会に設置している「港区かかりつけ医機能推進委員会」において、協議・検討を行います。</p> <p>区ホームページから港区医師会ホームページでかかりつけ医の検索ができるほか、かかりつけ医情報について「広報みなど」「みなど医療BOOK」へ掲載をしています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区かかりつけ医機能推進事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成9年</p>					
補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	

大気汚染健康障害者医療費助成	所管課	ー 保健予防課
<p>目 的</p> <p>大気汚染の影響を受けていると推定される疾病にかかった人に対し、医療費を助成することによりその人の健康障害の救済を図ることを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>医療費助成の対象となる人は次のいずれの要件も満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満の人（生年月日が平成9年4月1日以前で、有効期間内の医療券を持っている人は更新のみ可能） 2 対象疾病に罹患している人 3 都内に引き続き1年（3歳未満の人は6か月）以上居住している人 4 健康保険等に加入している人 5 申請日以降喫煙しない人 <p>受理した認定申請書を大気汚染障害者認定審査会（委員5人 令和4年度12回開催）で認定し、医療券を交付しています。なお、医療機関等又は被認定者への医療費の給付は東京都が行います。</p> <p>平成20年8月から気管支ぜん息については、全年齢に拡大しました。</p> <p>平成27年3月31日で18歳以上の新規認定は終了しました。</p> <p>平成30年4月から18歳以上の人の医療費は、月額6,000円までは自己負担とし、超過分を東京都が助成しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 港区大気汚染障害者認定審査会条例</p> <p>開始時期</p> <p>昭和47年（東京都開始）※18歳未満が対象</p>		

実績表

認定者数（年度末現在被認定者数）

（単位：人）

年度 区分	30						元						2					
	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計
慢性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気管支 ぜん息	11	121	315	165	116	728	5	82	265	150	114	616	5	73	254	145	115	592
ぜん息性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺気しゅ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11	121	315	165	116	728	5	82	265	150	114	616	5	73	254	145	115	592

年度 区分	3						4					
	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0～ 19歳	20～ 39歳	40～ 59歳	60～ 74歳	75歳 以上	全年 齢計
慢性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
気管支 ぜん息	5	61	225	148	117	556	4	51	206	148	106	515
ぜん息性 気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺気しゅ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	5	61	225	148	117	556	4	51	206	148	106	515

補助金等
有 ・ ⑧

備考

公害健康被害補償事業

所管課

保健予防課

目的

公害健康被害の補償等に関する法律の制度は、大気汚染等の影響による健康被害者に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康を確保することを目的とします。

なお、本制度は昭和63年2月で法改正により、新規認定は廃止されました。

1 公害健康被害認定事務

事業内容

法第4条の各号に該当する人の申請に基づき、港区公害健康被害認定審査会（委員9人 令和4年度12回開催）へ諮問し、答申を得て決定します。

なお、港区公害健康被害認定審査会の権限に属する事項は、

- (1) 認定に関すること
 - ア 指定疾病にかかっているかの認定
 - イ 認定の期間の延長、認定の更新
 - ウ 認定の取消し等
- (2) 補償給付に関すること
 - ア 障害補償費の障害の程度の決定
 - イ 障害補償費・遺族補償費等の決定

根拠法令等

- 公害健康被害の補償等に関する法律
- 港区公害健康被害認定審査会条例
- 港区公害健康被害認定審査会条例施行規則

開始時期

昭和49年

実績表

認定数の推移

(単位：人)

区 分 年 度	認定数 A			認定失効数 B						A - B
	認 定	転 入 者 等	計	死 亡	治 癒	期 間 満 了	更 新 否 決 等	転 出	計	被 認 現 在 者 数
30	2,169	327	2,496	412	103	1,204	8	455	2,182	314
元	2,169	331	2,500	418	103	1,204	9	458	2,192	308
2	2,169	334	2,503	419	103	1,204	10	462	2,198	305
3	2,169	336	2,505	425	103	1,206	11	468	2,213	292
4	2,169	339	2,508	432	103	1,206	13	471	2,225	283

2 公害健康被害補償給付

事業内容

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第1項、第24条に関することについて、港区公害健康被害補償診療報酬等審査会（委員7人 令和4年度12回開催）へ諮問し、答申を得て決定します。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律
 港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
 港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例施行規則

開始時期

昭和49年

実績表

補償給付費支払内訳

区分	30			元			2		
	件数	金額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)
医療費	4,112	90,631,693	34.4	3,829	85,035,822	33.0	3,519	77,121,172	32.2
障害補償費	2,215	160,661,920	60.9	2,109	154,322,440	59.8	2,066	151,476,250	63.2
遺族補償費	36	4,829,400	1.8	25	3,107,150	1.2	26	2,857,975	1.2
遺族補償一時金	-	-	-	2	7,919,100	3.1	1	2,899,800	1.2
児童補償手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
療養手当	321	7,566,500	2.9	281	6,648,800	2.6	205	4,852,900	2.0
葬祭料	-	-	-	2	841,250	0.3	2	677,500	0.3
計	6,684	263,689,513	100.0	6,248	257,874,562	100.0	5,819	239,885,597	100.0

区分	3			4		
	件数	金額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)
医療費	3,556	84,119,284	35.1	3,309	78,836,321	33.3
障害補償費	2,030	148,638,010	62.1	1,954	143,086,960	60.5
遺族補償費	24	2,279,200	1.0	24	2,245,600	0.9
遺族補償一時金	0	0	0.0	2	7,865,100	3.3
児童補償手当	-	-	-	-	-	-
療養手当	180	4,292,900	1.8	152	3,602,400	1.5
葬祭料	0	0	0.0	2	837,500	0.4
計	5,790	239,329,394	100.0	5,443	236,473,881	100

補助金等 ① 無	環境再生 保全機構 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく納付金
-------------	-----------------------	------------	------------	-------	-------------------------

指定疾病別・障害程度別被認定者数

(単位：人)

年度	疾病別 年齢区分	総 数					慢性気管支炎						
		計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外
30	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	314	-	-	1	181	132	8	-	-	-	8	-
	計	314	-	-	1	181	132	8	-	-	-	8	-
元	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	308	-	-	1	174	133	6	-	-	-	6	-
	計	308	-	-	1	174	133	6	-	-	-	6	-
2	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	305	-	-	1	172	132	5	-	-	-	5	-
	計	305	-	-	1	172	132	5	-	-	-	5	-
3	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	292	-	-	1	167	124	5	-	-	-	5	-
	計	292	-	-	1	167	124	5	-	-	-	5	-
4	15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	283	-	-	1	159	123	6	-	-	-	6	-
	計	283	-	-	1	159	123	6	-	-	-	6	-

障害程度見直し結果

(単位：人)

年度	病状変化 年齢区分	計	良 化				
			計	特級 ↓ 1級	1級 ↓ 2級	2級 ↓ 3級	3級 ↓ 級外
30	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	181	-	-	-	-	-
	計	181	-	-	-	-	-
元	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	174	-	-	-	-	-
	計	174	-	-	-	-	-
2	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	167	-	-	-	-	-
	計	167	-	-	-	-	-
3	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	172	-	-	-	-	-
	計	172	-	-	-	-	-
4	15歳未満	-	-	-	-	-	-
	15歳以上	166	-	-	-	-	1
	計	166	-	-	-	-	1

遺族補償費等の請求に係る決定件数

(単位：件)

年度	区分	計	支 給 率			
			100%	75%	50%	0%
30	遺族補償費	-	-	-	-	-
	遺族補償一時金	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
元	遺族補償費	-	-	-	-	-
	遺族補償一時金	2	-	1	1	-
	計	2	-	1	1	-
2	遺族補償費	1	-	-	1	-
	遺族補償一時金	2	-	-	1	1
	計	3	-	-	2	1
3	遺族補償費	-	-	-	-	-
	遺族補償一時金	1	-	-	-	1
	計	1	-	-	-	1
4	遺族補償費	1	-	-	-	1
	遺族補償一時金	2	-	1	1	-
	計	3	-	1	1	1

(単位：人)

気管支ぜん息						ぜん息性気管支炎						肺気しゅ					
計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
305	-	-	1	172	132	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
305	-	-	1	172	132	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
302	-	-	1	168	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
302	-	-	1	168	133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300	-	-	1	167	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300	-	-	1	167	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
287	-	-	1	162	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
287	-	-	1	162	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
277	-	-	1	153	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
277	-	-	1	153	123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：人)

不 変						悪 化				
計	特級	1級	2級	3級	級外	計	1級 ↓ 特級	2級 ↓ 1級	3級 ↓ 2級	級外 ↓ 3級
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
181	-	-	1	180	-	-	-	-	-	-
181	-	-	1	180	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
174	-	-	1	173	-	-	-	-	-	-
174	-	-	1	173	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
167	-	-	1	166	-	-	-	-	-	-
167	-	-	1	166	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
172	-	-	1	171	-	-	-	-	-	-
172	-	-	1	171	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
165	-	-	1	164	-	-	-	-	-	-
165	-	-	1	164	-	-	-	-	-	-

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給 事務費交付金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	------------------------

公害保健福祉、健康被害予防事業

所管課

保健予防課

事業内容

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持、増進させる等被認定者の福祉を増進するため、必要なりハビリテーションに関する事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業を行っています。

根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律

港区リハビリテーション実施要綱

開始時期

昭和49年

昭和63年（健康被害予防事業）

関係発行物

「すこやかライフ」～ 独立行政法人環境再生保全機構発行

実績表

1 リハビリテーション事業

ぜん息教室（公害保健福祉事業）

（単位：人）

区分 年度	開催年月日	会場	参加者数	対象者
30	31年3月11日(月)午後	みなと保健所	21	被認定者及び希望者
	31年3月11日(月)夜間		22	
	計	43		
元	2年3月6日(金)午後	みなと保健所	-	被認定者及び希望者
	2年3月6日(金)夜間		-	
	計	-		
2	3年2月24日(水)～	みなと保健所	305	被認定者
	3年3月12日(金)			
	計	305		
3	4年3月4日(金)	港区スポーツセンター	4	被認定者及び希望者
	4年3月11日(金)		3	
	計	延7		
4	5年2月3日(金)	みなと保健所	6	被認定者及び希望者
	計	6		

※令和元年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止しました。

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催としました。

※令和3年度については、訓練指導事業としてヨガを実施しました。

2 インフルエンザ予防接種費用助成事業（公害保健福祉事業）（単位：人）

年度	区分	助成人数	対象者
30		94	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
元		90	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
2		89	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
3		76	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
4		66	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者

3 機能訓練事業

(1) 水泳訓練教室（健康被害予防事業）

（単位：人）

年度	水泳訓練教室	
	日数	参加者数
30	7	26
元	7	21
2	-	-
3	-	-
4	7	9

※令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止しました。

(2) ぜん息キャンプ（健康被害予防事業）

（単位：人）

年度	サマーキャンプ事業	
	泊数	参加者数
30	3泊4日	13

※平成30年度で廃止しました。

補助金等 ① 無	環境再生 保全機構 3/4	都負担割合 -	区負担割合 1/4	補助金名等	公害保健福祉事業費納付金
	環境再生 保全機構 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等	健康被害予防事業助成金

地域リハビリテーション推進事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

疾病や障害を生じた後も、すべての区民が、住み慣れた地域で、生涯にわたり健やかな生活が送れるよう、急性期から回復期、維持期まで、切れ目ないリハビリテーションサービスの提供ができるよう医療、保健、福祉の連携を整備するとともに、介護予防への取組を維持することを目的としています。

事業内容

港区内リハビリテーション科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、区職員等で構成する「港区地域包括ケア推進会議地域リハビリテーション・介護予防推進部会」を開催し、区内におけるリハビリテーションサービス連携体制の整備と推進について検討しています。

また、「区中央部地域リハビリテーション支援センター」として指定された病院が行う医療関係者と介護関係者の合同研修会への協力及び参加により、リハビリテーションに関わる情報の収集・共有を図っています。

根拠法令等

港区地域リハビリテーション推進会議設置要綱

開始時期

平成24年5月

実 績

令和4年度

- 1 港区地域リハビリテーション推進会議 1回開催
- 2 「医療と介護の合同研修会」の実績

区分 年度	開催日	場所	テーマ	参加人数(人)
30	平成30年11月12日(月)	東京慈恵会医科大学附属病院	地域リハビリテーションを支えるための活動	87
元	令和2年2月13日(木)	東京慈恵会医科大学附属病院	3つのハンズオンセミナーで学ぼう(体験型)	21
2	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。			
3	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。			
4	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。			

※令和2年度から4年度は区中央部地域リハビリテーション支援センター主催の研修会へ参加し、情報収集・共有を行いました。

補助金等 ① 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
-------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

レントゲン室運営	所管課	保健予防課			
<p>目 的 結核の早期発見、予防及びまん延防止のため胸部エックス線撮影を行っています。</p> <p>事業内容 胸部エックス線撮影</p> <p>(1) 結核定期健康診断（保健予防課 123 頁～124 頁） （日本語学校就学生に対する健康診断（結核対策特別促進事業）を含む）</p> <p>(2) 結核健康診断（定期を除く）（保健予防課 128 頁～129 頁）</p> <p>根拠法令 地域保健法第 6 条、第 7 条、同法施行令第 7 条</p>					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

感染症流行予測調査	所管課	—
		保健予防課

目 的

感染症に関する感受性（集団免疫）の現状及び病原体の検査等の調査を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち、感染症の流行を予測します。

事業内容

東京都からの調査依頼により、原則4年に1度、都内居住者を対象に実施します。検査は東京都健康安全研究センターで行い、結果は検体提供者に報告します。

- 1 感受性調査（人の血液を採取し、対象疾病に対する免疫の有無を調査）
対象疾病：ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎、麻しん及び風しん
HPV感染症、水痘、B型肝炎、ジフテリア及び百日咳
破傷風、新型コロナウイルス感染症
- 2 感染源調査（人の便や動物の血液等を採取し、ウイルスの有無や種類等を調査）
対象疾病：インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症

根拠法令等

感染症流行予測調査実施要領（厚生労働省）
感染症流行予測調査事業実施要綱（東京都）

開始時期

昭和37年

実績表

（単位：件）

年度	区分	感受性調査
30		45

補助金等 ① 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症流行予測調査費都費負担金
-------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------

新型インフルエンザ等対策	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的 新型インフルエンザ等発生に備え、防護服、消毒用材及び体制の整備を行います。</p> <p>事業内容 平成25年4月13日以前は、「港区新型インフルエンザ行動計画（第一次）」（平成21年3月作成）に基づき、平成21年4月に発生した豚由来の弱毒性の新型インフルエンザ（A/H1N1）等の対応を行い、継続して新型インフルエンザ対策を行ってきました。 平成26年11月「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。以降は、感染防護物品の備蓄の継続、防護服着脱講習会の開催等を実施しました。 平成30年度は、新型インフルエンザ患者移送実動訓練を実施しました。 令和4年度は、防護服着脱講習会を開催しました。</p> <p>根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法</p> <p>開始時期 平成21年</p>		

エボラ出血熱対策	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的 西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行について、平成26年8月8日にWHO（世界保健機関）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言したことを踏まえ、日本国内でのエボラ出血熱発生に備えた体制の整備を行います。</p> <p>事業内容 感染防護物品の備蓄の継続、防護服着脱講習会の開催等を実施しました。</p> <p>根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>開始時期 平成26年</p>		

結核患者服薬治療支援事業	所管課	—
		保健予防課

目的

結核患者が服薬治療を維持することができるよう支援します。

治療中断を防ぎ確実に結核患者の治療を成功させることにより、再発による感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止し、結核の治療率を向上させるとともに結核のまん延を防ぎます。

事業内容

1 対象者

区内在住の結核患者で、港区に患者登録している人

2 実施方法

治療開始時に保健師が居宅や入院先の医療機関を訪問し、治療成功に向けた服薬の意義を説明するなど保健指導を行います。

特に、服薬中断に陥りやすく、継続的な支援を必要とする人に対しては、治療終了まで「対面による服薬確認及び指導」を看護師等に委託して行います。

また、服薬支援者が質の高いサービスを提供できるように年1回研修を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

結核対策特別促進事業実施要綱(厚生労働省健康局長通知)

結核患者に対する DOTS (直接服薬確認療法) の推進について (厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

港区結核患者服薬治療支援事業運営要領

開始時期

平成 14 年 10 月

実績表

1 実施回数

(単位：人)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
保健所保健師実施分	実人員	87	101	62	57	32
	延人員	103	124	75	69	46
委託実施分	実人員	2	2	1	0	0
	延人員	25	23	52	0	0

※保健所保健師実施分は居宅や医療機関を訪問した実延人員を計上しました。

2 服薬支援者に対する研修

(単位：人)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
参加人数		-	-	9	7	14

※平成30・令和元年度は実施していません。

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	結核対策特別促進事業費国庫補助金
---------------	----------------	------------	------------	-------	------------------

結核定期健康診断	所管課	—
		保健予防課

目 的

結核患者の早期発見のため、区民及び在勤・在学者の年1回の定期健康診断を促進します。

1 事業所における結核定期健康診断実施状況

事業内容

結核を発病した場合、集団感染を引き起こす可能性が高い、病院、診療所、歯科診療所、学校、社会福祉施設等の職員または就学者、入所者を対象に定期健康診断の受診を勧奨し、健康診断の実績を都へ報告しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

実績表

(1) 結核定期健康診断報告勧奨件数 (単位：件)

区分 年度	病院	診療所	歯科 診療所	学校	施設	計
30	13	633	606	86	20	1,358
元	12	764	605	52	20	1,453
2	12	795	605	52	20	1,484
3	12	820	609	54	16	1,511
4	12	890	618	54	16	1,590

(2) 結核定期健康診断受診報告人数 (単位：人)

区分 年度	病院	診療所	歯科 診療所	学校	施設	計
30	5,682	4,077	1,462	19,893	645	31,759
元	3,902	5,734	1,536	12,634	964	24,770
2	5,647	6,072	1,331	8,497	941	22,488
3	10,630	6,468	1,381	9,041	1,241	28,761
4	7,796	6,178	1,908	7,812	959	24,653

2 保健所における事業所等定期健康診断実施状況

事業内容

結核を発病した場合、集団感染を引き起こす可能性が高い病院、診療所、歯科診療所、学校、社会福祉施設等の職員や利用者及び在住・在学者を対象に、みなと保健所で結核健康診断（エックス線撮影）を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

実績表

事業所等定期健康診断受診状況 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者	直接撮影	要精密者数
30	817	817	6
元	745	745	3
2	346	346	0
3	566	566	1
4	580	580	0

3 日本語学校就学生に対する健康診断（結核対策特別促進事業）

事業内容

区内にある日本語学校の生徒に対して健康診断を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核対策特別推進事業実施要綱（厚生労働省健康局通知）
港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

実績表

日本語学校就学生の健康診断受診状況 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者	直接撮影	要精密者数	発見された患者数
30	1,304	1,304	21	8
元	839	839	10	5
2	331	331	1	1
3	124	124	1	1
4	414	414	3	1

4 結核予防週間に伴う結核健康診断

事業内容

毎年9月24日から30日が結核予防週間とされています。
毎年9月中は結核について、広く周知するため、区民等を対象に実施しています。

実績表

結核健康診断受診状況 (単位：人)

年度 \ 区分	受診者	直接撮影	要精密者数
30	18	18	1
元	25	25	0
2	28	28	0
3	45	45	0
4	64	64	0

補助金等 ① 有 ・ 無	健診 (3)	国負担割合 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等	結核対策特別促進 事業費国庫補助金
-----------------	-----------	----------------	------------	------------	-------	----------------------

結核患者支援

所管課

保健予防課

目 的

結核の予防とまん延防止を図るため、患者支援及び適正医療を促進します。

事業内容

医療機関の届出により患者を早期に把握し、早期治療、回復及び再発防止等を図れるよう、保健所が支援します。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

1 結核登録・抹消状況（潜在性結核感染症・非定型抗酸菌陽性を除く）

（単位：人）

3年12月末 現 在	登 録			抹 消					4年12月末 現 在	
	新規	転入	小計	死亡	治癒	転出	その他	小計		
計	62	21	7	28	4	18	4	1	27	63

※令和4年12月末現在の数は令和3年12月末現在の数に登録数を加え抹消数を除いた数です。

2 新規結核登録患者数(活動性分類・性別・年齢階層別)(各年1月から12月)(単位：人)

年	区分	活 動 性 結 核								※ 潜在性 結核 感染症	非定型 抗酸菌 陽 性	
		計	肺結核									肺 結 核 外 核
			計	喀痰塗抹陽性			その他 結核菌 陽 性	菌陰性 ・ その他				
				計	初回 治療	再 治療						
30	24	17	7	7	0	9	1	7	15	1		
元	29	26	13	12	1	12	1	3	29	0		
2	22	18	6	6	0	8	4	4	14	0		
3	27	21	8	8	0	8	5	6	6	0		
4	計	21	13	4	4	0	5	4	8	8	0	
	性別											
	男 性	14	8	3	3	0	3	2	6	2	0	
	女 性	7	5	1	1	0	2	2	2	6	0	
	年齢階層別											
	0~4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5~9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10~14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	15~19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20~29	2	2	0	0	0	2	0	0	1	0	
	30~39	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	
	40~49	4	2	0	0	0	0	2	2	1	0	
50~59	3	3	2	2	0	1	0	0	1	0		
60~69	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
70以上	9	4	2	2	0	2	0	5	4	0		
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

3 結核総登録者数（活動性分類・受療状況）

（各年12月31日現在）

（単位：人）

年	区分	合計	活動性結核									非活動性結核	活動性不明	※ 潜在性結核感染症	非定型抗酸菌陽性
			計	肺結核						肺外結核					
				計	喀痰塗抹陽性		その他結核菌陽性	菌陰性・その他							
					計	初回治療			再治療						
30		61	17	13	6	6	0	7	0	4	26	18	41	0	
元		76	21	16	8	8	0	8	0	5	41	16	38	0	
2		70	19	16	7	7	0	6	3	3	39	12	35	0	
3		62	16	11	5	5	0	4	2	5	33	13	30	0	
4	計	63	11	7	1	1	0	3	3	4	29	23	16	0	
	入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	在宅治療	9	9	6	1	1	0	2	3	3	0	0	7	0	
	医療なし	53	2	1	0	0	0	1	0	1	29	22	9	0	
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	

※潜在性結核感染症（L T B I）とは、無症状病原体保有者。結核の発病を予防する為の治療に公費負担制度が利用できます。

4 保健師による相談

（単位：人）

年度	区分	相談（服薬支援含む）		
		訪問	面接	電話
30	延人数	103	195	948
元	延人数	124	169	2,382
2	延人数	57	75	468
3	延人数	69	269	255
4	延人数	46	71	413

補助金等有・無

備考

結核指定医療機関指定等事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

結核の発生後速やかに患者に公費負担医療を提供することにより、その早期治癒を図り、結核のまん延を防止します。

事業内容

病院・診療所・薬局からの申請又は届出に基づき、結核指定医療機関の指定、変更又は辞退の手続きを行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 港区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

開始時期

平成24年4月1日 東京都から移管

実績表

(単位：件)

区分 年度	新規申請	辞退	変更申請	結核指定医療機関
30	21	14	13	224
元	18	7	8	242
2	17	13	3	245
3	19	12	8	252
4	16	9	12	261

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

結核健康診断（定期を除く）

所管課

保健予防課

目的

結核まん延防止のため、感染源や感染経路を確認し、また、新たな感染者や発病者の早期発見のための健康診断を行います。

1 接触者健康診断

事業内容

二次感染を防止するため、結核患者の接触者を対象に健康診断を実施しています。

区内に居住する患者の接触者ばかりでなく、区外保健所に登録された患者の接触者であっても、港区に勤務先や学校がある場合は、居住地管轄保健所から依頼されて港区が健康診断を行います。

健康診断を依頼された場合、保健所医師、保健師が事業所・学校などの施設を訪問、調査し、施設責任者、保護者、健康診断対象者への説明や個別相談の実施、健康診断の勧奨など健康教育を行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

結核に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

実績表

接触者健康診断受診状況

(単位：人)

(単位：件)

区分 年度	受診者	直接撮影	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	発見された 患者数	発見された LTBI 治療者数	区外保健所から の健診依頼件数
30	638	544	2	576	0	18	80
元	336	265	4	319	0	15	82
2	318	242	0	304	1	12	38
3	202	169	21	175	0	9	35
4	153	120	7	151	0	8	26

※ I G R A 検査…結核菌に感染しているかを調べる検査方法（Q F T、T-S P O T）

※ L T B I …潜在性結核感染症

保健師による健康教育

年度	区分	衛生教育
30	回数	47
	延人数	130
元	回数	14
	延人数	50
2	回数	11
	延人数	25
3	回数	10
	延人数	33
4	回数	11
	延人数	27

2 結核患者家族健康診断

事業内容

結核患者と生活を共にしている又はしていた家族（患者家族）等を対象に、健康診断を随時実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

実績表

結核患者家族健診受診状況 (単位：人)

年度	区分	受診者	直接撮影	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	発見された 患者数	潜在性結核 感染者数
30		25	23	0	21	0	0
元		42	23	0	37	0	0
2		9	7	1	7	0	1
3		11	9	0	10	0	1
4		13	9	5	13	0	1

3 管理検診

事業内容

結核患者として登録されている人の結核治療後の経過観察等のために精密検査を実施しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
結核に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

実績表

管理検診受診状況 (みなと保健所実施分) (単位：人)

年度	区分	受診者	直接撮影	結核菌検査
30		27	24	7
元		37	37	0
2		16	16	0
3		12	12	0
4		17	17	0

補助金等 ⑦ 無	健診 (1)・(2)・(3)	国負担割合 1/2	都負担割合 -	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国 庫負担金
-------------	-------------------	--------------	------------	--------------	-------	--------------------

感染症医療費公費負担（結核医療費）	所管課	—
		保健予防課

事業内容

感染症法に基づき、結核患者に対する適切な医療の実施や医療費負担を軽減するため、公費負担及び保険制度併用により、患者が治療に専念できる制度を設けています。

公費負担については、患者又は保護者の申請に基づき感染症の診査に関する協議会で審議し、保健所長が決定します。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

感染症医療費公費負担申請状況

(単位:件)

一般医療 (法第37条の2)	区分		総数	社会保険		国民健康 保 険	生活保護	後期高齢	その他
	申請年度			本人	家族				
		30年度		68	22	2	16	1	24
	元年度		75	29	10	18	1	16	1
	2年度		42	14	3	11	2	12	0
	3年度		44	15	0	17	2	10	0
4年度	申 請		42	13	2	13	2	12	0
	承 認		42	13	2	13	2	12	0
	不承認		0	0	0	0	0	0	0

(単位:件)

勧告入院 患者医療 (法第37条)	区分		総数	社会保険		国民健康 保 険	生活保護	後期高齢	その他
	申請年度			本人	家族				
		30年度		15	6	0	2	1	6
	元年度		48	14	0	18	0	12	4
	2年度		15	6	0	2	0	7	0
	3年度		13	4	0	7	0	2	0
4年度	申 請		8	2	0	4	1	1	0
	承 認		8	2	0	4	1	1	0
	不承認		0	0	0	0	0	0	0

医療費（公費負担分）

区分 年度	勧告入院者（感染症法第37条）		一般患者（感染症法第37条の2）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
30	28	2,227,245	380	805,948
元	61	8,870,576	435	941,011
2	28	1,968,376	355	709,759
3	38	3,306,318	298	889,134
4	18	2,739,434	282	705,081

補助金等 ① 無	国負担割合 3/4(37条) 1/2(37条の2)	都負担割合 —	区負担割合 1/4(37条) 1/2(37条の2)	補助金名等 結核医療費国庫負担(補助)金
-------------	---------------------------------	------------	---------------------------------	-------------------------

H I V ・ 性 感 染 症 検 査 及 び 相 談 （ 保 健 所 検 査 ）

所管課

保健予防課

目 的

検査の機会と場を提供し、H I V 及び性感染症の感染予防と早期発見による重症化の防止を図ります。

事 業 内 容

区内在住・在勤にかかわらず、エイズ相談・H I V 抗体検査事業に加えて、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の3疾患を同時実施しています。（月2回）

開 始 時 期

平成7年（H I V 検査） 平成12年（性感染症検査） 平成21年（H I V 即日検査）

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
 性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
 港区H I V ・ 性感染症検査実施要綱

実 績 表

1 エイズ相談・H I V 抗体検査

エイズ関連相談及びH I V 抗体検査件数 (単位：件)

年度	区分	抗体検査数 (ELISA 法)	確認検査数 (WB 法・PCR)	陽性数	電話相談件数	来所相談件数
30		481	0	1	901	1,043
元		483	0	0	686	1,099
2		280	1	1	165	445
3		259	0	0	40	130
4	男	278	0	0		
	女	162	0	0		
	計	440	0	0	6	20

2 性感染症検査

(1) 梅 毒

(単位：件)

年度	区分	検査数 (LA 法・RPR 法)	検査数 (T P H A)	陽性数
30		481	481	8
元		483	483	5
2		279	279	4
3		259	259	8
4	男	278	278	0
	女	162	162	0
	計	440	440	0

※平成30年度から全件T P H A実施

(2) 性器クラミジア感染症 (単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
30		476	26
元		468	31
2		279	16
3		257	20
4	男	281	8
	女	157	7
	計	438	15

※平成 30 年度から検査法が TMA 法から PCR 法に変わりました。

(3) 淋菌感染症 (単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
30		476	1
元		468	5
2		279	2
3		257	1
4	男	281	1
	女	157	0
	計	438	1

※平成 30 年度から検査法が TMA 法から PCR 法に変わりました。

3 HIV・梅毒即日検査(新橋あんしん検査) (単位：件)

年度 (実施回数)	区分	検査数 (IC法)	確認検査数 (WB法・PCR)	陽性数
30(4回)		141	1	1
元(2回)		139	1	1
2(2回)		148	1	1
3(2回)		132	1	1
4(2回)	男	134	0	0
	女	4	0	0
	計	138	0	0

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	----------------------

H I V ・ 性 感 染 症 検 査 委 託 事 業 (a i チェック)

所管課

保健予防課

目 的

検査の機会と場を提供し、H I V 及び性感染症の感染予防と早期発見により、重症化の防止を図ります。

事 業 内 容

区内在住・在勤・在学を対象にH I V、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の検査を、港区指定医療機関に委託して実施しています。

開 始 時 期

平成 19 年 6 月

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
港区H I V ・ 性 感 染 症 検 査 実 施 要 綱

実 績 表

1 HIV 抗体検査

(単位：件)

年度	区分	抗体検査数 (ELISA法)	確認検査数 (WB法・PCR)	陽性数
30		712	0	0
元		619	0	0
2		404	0	0
3		538	0	0
4	男	300	0	1
	女	366	0	0
	計	666	0	1

2 性感染症検査

(1) 梅毒

(単位：件)

年度	区分	検査数 (RPR法)	検査数 (TPHA)	陽性数
30		711	711	14
元		627	627	1
2		404	404	6
3		537	537	14
4	男	297	297	4
	女	366	366	0
	計	663	663	4

(2) 性器クラミジア感染症

(単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
30		709	64
元		618	50
2		401	37
3		520	44
4	男	293	13
	女	365	20
	計	658	33

(3) 淋菌感染症

(単位：件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
30		709	3
元		618	4
2		401	3
3		520	10
4	男	293	2
	女	365	1
	計	658	3

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	----------------------

H I V ・ 性感染症予防の普及 ・ 啓発	所管課	—
		保健予防課

目 的

H I V及び性感染症を予防する知識の普及啓発により、若い世代を中心とした幅広い世代への予防対策を推進します。

事業内容

- 1 H I V検査勧奨チラシの作成
- 2 区内中学校及び高等学校での普及啓発授業の実施
- 3 区内大学の学園祭へのブース出展、クイズ、アンケート調査、パネル展示等
- 4 二十歳（はたち）のつどいでの啓発スライドの上映、「MY WILL」の配布
- 5 メディアを用いての広報活動
(区広報紙や区ホームページ及びバナーへの記事掲載等)
- 6 保健所、ういケアみなど、高輪図書館でのパネル展示等による情報発信

根拠法令等

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）
 性感染症に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示）

開始時期

平成8年度

実績表

普及啓発事業等

(単位：人)

区分 年度	中学校授業 参加生徒数	高等学校授業 参加生徒数	大学学園祭 参加者数
30	122	170	295
元	13	176	322
2	93	※なし	※なし
3	103	※なし	※なし
4	326	※なし	52

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	エイズ対策促進事業費 国庫補助金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	---------------------

感染症発生動向調査事業

所管課

保健予防課

目的

感染症の発生情報を収集・分析し、その結果を国民や医療関係者へ提供・公開します。

事業内容

感染症患者発生届の受理、通報ネットワークの運営を行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

平成11年

実績表

- 1 感染症発生届出受理状況（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの届出件数）
 感染症はそれぞれの疾患の性格から次のとおり大別され、それぞれに対応が異なります。
 (1) 一類・二類・三類感染症・新感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症
 とその発生届受理状況

(単位：件)

類 型	疾 患 名	届出件数			措 置 対 応
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	
一類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱	-	-	-	・原則入院 ・消毒等の物的措置 (例外的に、建物への措置、通行制限等の措置も適用対象とする)
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	
	痘そう(天然痘)	-	-	-	
	南米出血熱	-	-	-	
	ペスト	-	-	-	
	マールブルグ病	-	-	-	
二類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)	-	-	-	・状況に応じて入院 ・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置
	結核	28	2	13	
	ジフテリア	-	-	-	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	-	-	-	
	中東呼吸器症候群(MERS)	-	-	-	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	-	-	
三類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こしうる感染症	コレラ	-	-	-	・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置
	細菌性赤痢	1	-	-	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	13	-	3	
	腸チフス	1	-	1	
	パラチフス	-	-	-	
新感染症 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症の疾病と明らかに異なり、その伝染力及び罹患した重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症		-	-	-	政令で症状等の要件指定した後に、一類感染症に準じた対応
新型インフルエンザ等感染症 全国性的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	新型インフルエンザ	-	-	-	・状況に応じて入院 ・消毒等の対物措置
	再興型インフルエンザ	-	-	-	
	新型コロナウイルス感染症	79,203	1,695	9,012	
指定感染症 既知の感染症で一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症		-	-	-	一類から三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置

(2) 四類感染症とその発生届受理状況

人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症です。

全数届出疾患 44疾患

(単位：件)

疾患名	届出件数		
	患者	疑似症患者 ※届出対象外	無症状 病原体保有者
1 E型肝炎	3		1
2 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)	-		-
3 A型肝炎	-		-
4 エキノコックス症	-		-
5 黄熱	-		-
6 オウム病	-		-
7 オムスク出血熱	-		-
8 回帰熱	-		-
9 キャサヌル森林病	-		-
10 Q熱	-		-
11 狂犬病	-		-
12 コクシジオイデス症	-		-
13 エムポックス ※	-		-
14 ジカウイルス感染症	-		-
15 重症熱性血小板減少症候群	-		-
16 腎症候性出血熱(HFRS)	-		-
17 西部ウマ脳炎	-		-
18 ダニ媒介脳炎	-		-
19 炭疽	-		-
20 チクングニア熱	-		-
21 つつが虫病	-		-
22 デング熱	3		-
23 東部ウマ脳炎	-		-
24 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)	-		-
25 ニパウイルス感染症	-		-
26 日本紅斑熱	-		-
27 日本脳炎	-		-
28 ハンタウイルス肺症候群(HPS)	-		-
29 Bウイルス病	-		-
30 鼻疽	-		-
31 ブルセラ症	-		-
32 ベネズエラウマ脳炎	-		-
33 ヘンドラウイルス感染症	-		-
34 発しんチフス	-		-
35 ボツリヌス症	-		-
36 マラリア	1		-
37 野兔病	-		-
38 ライム病	-		-
39 リッサウイルス感染症	-		-
40 リフトバレー熱	-		-
41 類鼻疽	-		-
42 レジオネラ症	7		-
43 レプトスピラ症	-		-
44 ロッキー山紅斑熱	-		-

※令和5年5月26日「サル痘」の名称変更

(3) 五類感染症とその発生届受理状況

国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症です。

ア 全数届出疾患 24疾患

(単位：件)

	疾 患 名	届 出 件 数				
		患 者	疑似症患者	無症状 病原体保有者		
1	アメーバ赤痢	16	/	/		
2	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	1				
3	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	21				
4	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	-				
5	急性脳炎（ウエストナイル脳炎・西部ウマ脳炎・ダニ媒介脳炎・東部ウマ脳炎・日本脳炎・ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	-				
6	クリプトスポリジウム症	-				
7	クロイツフェルト・ヤコブ病	-				
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3				
9	後天性免疫不全症候群	21			8	
10	ジアルジア症	1			/	
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2				
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	-				
13	侵襲性肺炎球菌感染症	10				
14	水痘（入院例に限る）	5				
15	先天性風しん症候群	-				
16	梅毒	229				43
17	播種性クリプトコックス症	1				/
18	破傷風	-				
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-				
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1				
21	百日咳	-				
22	風しん	-				
23	麻しん	-				
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-				

イ 定点届出疾患 29疾患

以下の疾患は定点として指定した医療機関から毎週（毎月）発生件数を受理します。
また、平成20年7月からインフルエンザ定点を疑似症定点として疑似症サーベイランスを開始しました。

（単位：件）

疾患名	届出件数			届出種別定点
	患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	
1 RSウイルス感染症	231			小児科定点 区内6医療機関
2 咽頭結膜熱	20			
3 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	38			
4 感染性胃腸炎	808			
5 水痘	11			
6 手足口病	412			
7 伝染性紅斑	1			
8 突発性発しん	77			
9 ヘルパンギーナ	174			
10 流行性耳下腺炎	13			
11 不明発しん症（都単独）	6			
12 MCL S（川崎病）（都単独）	1			
13 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	71			
14 急性出血性結膜炎	-			眼科定点 区内0医療機関
15 流行性角結膜炎	-			
16 性器クラミジア感染症	142			性感染症定点 区内2医療機関
17 性器ヘルペスウイルス感染症	61			
18 尖圭コンジローマ	87			
19 淋菌感染症	54			
20 膣トリコモナス症（都単独）	6			基幹定点 区内1医療機関
21 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	-			
22 クラミジア肺炎（オウム病を除く）	13			
23 細菌性髄膜炎（髄膜炎菌・肺炎球菌・インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）	-			
24 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-			
25 マイコプラズマ肺炎	2			
26 無菌性髄膜炎	-			
27 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	50			
28 薬剤耐性緑膿菌感染症	3			疑似症定点 区内9医療機関
29 疑似症	-			

・斜線は届出の対象外

・令和4年1月1日から令和4年12月31日までの定点医療機関からの報告数

2 病原体保有確認検査

就業制限の対象者及びその関係者が、公衆に感染症をまん延させるおそれがないか確認検査を実施しています。

(単位：件)

疾患名	件数	検査機関	
		東京都健康安全研究センター	みなと保健所
細菌性赤痢	-	-	-
腸管出血性大腸菌感染症	8	-	8
腸チフス	1	-	1
パラチフス	-	-	-
感染性胃腸炎※	-	-	-

※感染性胃腸炎については、社会福祉施設等での集団発生時に原因究明のため検査を実施しています。

補助金等 ⑦ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症発生動向調査事業費国庫負担金
-------------	----------------	------------	----------------	-------	-------------------

一・二・三類患者の入院勧告等防疫措置医療費公費負担	所管課	—
		保健予防課

目 的

感染症患者の人権に配慮しつつ、その発生流行を防止します。

事業内容

一・二・三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症発生届出時に、区内に当該患者がいる場合、みなと保健所が防疫等の措置を行います。なお、入院勧告は72時間を限度とします。

人権に配慮し、72時間を超える入院（入院の延長）については、医師、法律家等で構成する感染症の診査に関する協議会に延長について諮問し承認を受けます。

感染症法第19条及び第20条による入院医療費については、同法第37条により公費負担制度があります。また、結核患者は同法第37条の2により通院医療費の公費負担制度があります。

なお、三類感染症は、入院勧告を行いません。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

平成11年

実績表

(単位：件)

類 型	疾 患 名	就業制限 (第18条)	入院勧告 (第19条)	入院 延長 勧告 (第20条)	移送実施 (第21条)	消毒実施 (第27条)	医療費 公費負担 金額(円) (第37条) (第37条の2)
	一類感染症	-	-	-	-	-	-
二 類	急性灰白髄炎	-	-	-	-	-	-
	結核	9	9	11	-	-	3,444,515
	ジフテリア	-	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	-	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群 (MERS)	-	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ (H7N9)	-	-	-	-	-	-
三 類	コレラ	-	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	-	-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	8	-	-	-	8	-
	腸チフス	1	-	-	-	1	-
	パラチフス	-	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス感染症	39,725	2,030	2,142	654	-	265,182,936
	合計	39,743	2,039	2,153	654	9	268,627,451

補助金等 ⑦・無	国負担割合 3/4	都負担割合 -	区負担割合 1/4	補助金名等	感染症患者入院医療費 国庫負担金
補助金等 ⑦・無	国負担割合 3/4(37条) 1/2(37条の2)	都負担割合 -	区負担割合 1/4(37条) 1/2(37条の2)	補助金名等	結核医療費国庫負担(補 助)金
補助金等 ⑦・無	国負担割合 1/2	都負担割合 -	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国 庫負担金

感染症予防講習会及び健康教育

所管課

保健予防課

目 的

感染症予防講習会や関係者への個別の健康教育によって、感染症にかかりやすい乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等への流行を予防します。

事業内容

保育園、児童館、幼稚園、小学校、中学校、高齢者施設、障害者施設等の保健衛生担当者を対象に、講習会を開催し、感染症の知識の普及啓発に努めます。

また、必要に応じて施設等関係者に対して、個別に健康教育を行います。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期

平成16年度

実績表

1 感染症講習会

(単位：人)

年度	区分	夏場の感染症講習会	冬場の感染症講習会	計
30		114	28	142
元		70	31	101
2		0	0	0
3		0	65	65
4		77	56	133

※R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講習会は中止しました。

2 健康教育

年度	区分	回数	延人数
30		81回	204人
元		50回	281人
2		34回	105人
3		34回	139人
4		45回	90人

補助金等
(有) ・ 無

国負担割合
-

都負担割合
1 / 2

区負担割合
1 / 2

補助金名等

医療保健政策区市町村包括
補助事業補助金

感染症の診査に関する協議会	所管課	—
		保健予防課

目 的

感染症患者に対する感染防止上の措置等について審議します。

委員構成

感染症指定医療機関の医師 1 名以上、感染症の患者の医療に関する学識経験者 1 名以上、法律に関する学識経験者 1 名以上、医療及び法律以外の学識経験者 1 名
委員の任命期間 2 年

事業内容

- 1 感染症法第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項の規定による勧告及び同条第 4 項の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条第 1 項及び第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関して必要な事項について保健所長の諮問について審議し、意見を付けて答申します。
- 2 感染症法第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項の規定による報告について審議し、意見を付けて答申します。

根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区感染症の診査に関する協議会条例

開始時期

平成 11 年 4 月 1 日

実績表

(単位：回)

年度	区分	感染症の診査に関する協議会	感染症の診査に関する緊急診査会
30		24	8
元		22	14
2		24	20
3		24	9
4		24	7

※ 主に、結核患者及び新型コロナウイルス感染症患者の公費負担について審査しています。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

港区感染症対策協議会

所管課

—
保健予防課

目 的

港区感染症対策協議会を設置し、港区における感染症対策の総合的な推進について必要な事項を協議します。

事業内容

新型インフルエンザ等感染症その他の新興・再興感染症から区民の生命及び健康を保護し、並びに健康被害を最小限に抑えることができるよう、区民が適切な医療を受けることのできる体制を確保する等、総合的な感染症対策を推進するため、港区感染症対策協議会を設置しています。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
港区感染症対策協議会設置要綱

開始時期

平成 27 年 10 月 1 日

実績表

年度	区分	開催回数
30		1
元		1
2		1
3		1
4		1

補助金等
有 ・ 無

備 考

予 防 接 種	所管課	—
		保健予防課
<p>目 的</p> <p>予防接種を行うことで各種の病原体に対して、免疫をもたない乳幼児をはじめとした感受性者への免疫の賦与又は免疫の増強効果を図り、感染症の発病及び重症化、まん延等を予防すると共に、区民の健康増進により生活の質の向上と経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>予防接種法に基づく定期接種は区市町村長が行うこととされています。定期接種には、A類疾病とB類疾病があり、前者は主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置き、対象者は予防接種を受ける努力義務があります。後者は主に個人の発症予防に重点を置き、努力義務はありません。</p> <p>A類疾病：ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病（水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症）」</p> <p>B類疾病：インフルエンザ、「個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病（高齢者の肺炎球菌感染症）」、「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であって政令で定める疾病」</p> <p>各疾病の定期予防接種の対象者、接種時期、接種回数は、政令で規定されています。政令の規定に該当しない接種及びA類、B類のいずれにも該当しない疾病の予防接種は任意接種として扱われます。</p> <p>疾病負担の医療経済評価分析を行い、発症予防、健康増進、介護予防、生活の質の向上、経済的負担の軽減につながり医療抑制効果が高くなる任意接種や、子育て世代の負担軽減となる任意接種については、安全性及び有効性が確認されたものを予防接種法に準じて区長が行うと認めた任意接種として、費用助成事業を行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種法 予防接種法施行令 予防接種法施行規則 予防接種実施規則 定期接種実施要領 麻しんに関する特定感染症予防指針 風しんに関する特定感染症予防指針 港区予防接種事業の費用助成に関する基本方針 <p>開始時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和23年 予防接種法施行 昭和40年 予防接種法に基づく定期予防接種が東京都から区に事務移管 		

実績表

1 A類疾病の定期予防接種・個別接種（医療機関委託）

（単位：人）

種類	年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
		実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施率 (%)	予診のみ
		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数		
ヒブ感染症	1回	2,789	2,699	2,472	2,370	2,191	93.0	0
		3,081	2,998	2,736	2,599	2,356		
	2回	2,825	2,669	2,584	2,358	2,216	94.1	0
		3,101	3,028	2,767	2,614	2,356		
	3回	2,836	2,645	2,671	2,361	2,194	93.1	0
		3,128	3,072	2,799	2,639	2,356		
	追加	2,781	2,556	2,804	2,327	2,137	90.7	0
		3,433	3,367	3,048	2,905	2,356		
小児用肺炎球菌	1回	2,798	2,713	2,466	2,365	2,197	93.3	0
		3,090	2,998	2,734	2,602	2,356		
	2回	2,840	2,707	2,560	2,361	2,222	94.3	0
		3,107	3,032	2,760	2,615	2,356		
	3回	2,845	2,716	2,624	2,359	2,206	93.6	0
		3,140	3,075	2,797	2,646	2,356		
	追加	2,771	2,674	2,675	2,338	2,169	92.1	0
		3,432	3,367	3,039	2,903	2,356		
ジフテリア・百日せき・破傷風(三種混合) I期1回		-	1	-	-	-	-	-
傷風・ポリオ(四種混合)破	1回	2,810	2,696	2,544	2,356	2,220	89.3	0
		3,096	2,976	2,801	2,567	2,486		
	2回	2,868	2,723	2,605	2,379	2,205	88.7	0
		3,125	3,027	2,836	2,590	2,486		
	3回	2,885	2,714	2,676	2,349	2,236	89.9	0
		3,158	3,066	2,883	2,628	2,486		
	追加	2,852	2,760	2,670	2,398	2,144	92.4	0
		3,141	3,046	2,856	2,680	2,321		
(不活化ポリオ)	1回	1	-	-	-	-	-	-
		2	1	-	-	-		
	2回	-	-	-	-	-	-	-
		2	1	-	-	-		
	3回	6	-	-	-	-	-	-
		5	2	1	-	-		
	追加	32	8	9	1	9	100.0	0
		26	16	7	1	9		
日本脳炎	I期初回	3,064	2,903	2,875	2,223	2,327	95.6	2
		3,304	3,282	3,113	2,762	2,434		
	2回	3,033	2,910	2,904	2,212	2,192	90.1	0
		3,391	3,361	3,184	2,809	2,434		
	I期追加	2,518	2,627	2,448	1,036	3,211	66.3	0
		3,293	3,320	3,266	626	4,842		
	II期	1,943	1,747	1,657	707	2,247	47.9	0
		2,170	2,390	2,380	329	4,688		

種類	区分	年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
		実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施率 (%)	予診のみ
		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数		
ジフテリア・破傷風 (2種混合)Ⅱ期		1,022	1,151	1,206	1,220	1,237	56.1	0	
		2,051	2,094	2,133	2,173	2,205			
子宮頸がん予防	1回	35	78	247	606	577	9.4	1	
		59	105	401	4,787	6,127			
	2回	30	58	186	494	623	10.2	0	
		58	105	400	4,793	6,127			
	3回	22	44	110	273	637	10.4	0	
		56	98	402	4,808	6,127			
風し麻疹混合	Ⅰ期	2,834	2,632	2,661	2,281	2,237	93.8	1	
		3,124	2,881	2,815	2,513	2,386			
	Ⅱ期	2,185	2,153	2,378	2,388	2,271	83.4	0	
		2,669	2,585	2,949	2,937	2,723			
水痘	1回	2,803	2,657	2,676	2,299	2,253	94.4	1	
		3,146	2,899	2,823	2,519	2,386			
	2回	2,663	2,606	2,623	2,328	1,996	83.7	0	
		3,345	3,121	2,995	2,696	2,386			
BCG		2,799	2,600	2,606	2,288	2,191	92.3	1	
		3,160	3,045	2,856	2,616	2,375			
B型肝炎	1回	2,765	2,659	2,456	2,342	2,162	91.8	0	
		3,071	2,981	2,730	2,595	2,356			
	2回	2,812	2,667	2,543	2,341	2,203	93.5	0	
		3,099	3,016	2,754	2,615	2,356			
	3回	2,745	2,536	2,565	2,261	2,141	90.9	0	
		3,183	3,137	2,854	2,706	2,356			
ロタ	1回			1,145	2,329	2,181	92.5	1	
				1,342	2,593	2,357			
	2回			969	2,312	2,177	92.4	0	
				1,353	2,610	2,357			
	3回			165	597	611	76.7	0	
				453	890	797			

※対象数については、予診票発行数です。

※ロタ3回については、5価ワクチンを選択された方のみ対象

※1 個別接種については、平成2年度から23区の相互委託が開始されました。

※2 平成24年9月、ポリオワクチンが、生ワクチンから不活化ワクチンへ切り替わりました。それに伴い、接種方法も集団接種から個別接種に切り替わりました。

※3 平成24年11月、4種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）が導入されました。

※4 平成25年4月1日からヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）が定期予防接種に位置付けられました。

※5 平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を差し控えています。

※6 平成25年11月1日から小児用肺炎球菌ワクチンが、7価から13価へ切り替わりました。

※7 平成26年10月1日から水痘ワクチンが定期予防接種に位置付けられました。

※8 日本脳炎は、平成17年5月30日から平成22年3月までの間、ワクチン由来と疑われる急性散在性脳脊髄炎（ADEM）などの副反応が続いたことを受け、積極的勧奨（個別通知）を差し控えていました。その間の対象者は、特例対象者として、以下の(1)、(2)のと通りの扱いとなります。

その後、日本脳炎Ⅰ期は平成21年6月から新ワクチンでの接種が開始され、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開しました。また、平成23年4月から4歳児に対して、平成25年4月からは第Ⅱ期の対象者に対して積極的勧奨を再開しました。

- (1)平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方はⅠ期及びⅡ期の接種を20歳未満まで接種可能
- (2)平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方はⅠ期の未接種分について、Ⅱ期の接種期間に接種可能
- ※9 平成25年度からBCGの対象者を、「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大し、平成28年度からは、BCGについても23区相互委託の対象となりました。
- ※10 平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期予防接種に位置付けられました（平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満の者に限る）。
- ※11 令和2年10月1日からロタが定期予防接種に位置付けられました（令和2年8月1日以降に生まれた者に限る）。
- ※12 令和3年11月26日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開し、令和4年3月末に未接種者へ通知しました（5,118件）。
- ※13 令和3年度は、国の要請により日本脳炎ワクチン流通量調整があったため、1期追加及び2期の対象者への積極的勧奨を差し控えていました。

【子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種】

積極的勧奨の差控えにより子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女性を対象として、公平な接種機会を確保する観点から、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度まで実施しています。

キャッチアップ接種の対象者のうち平成9年4月2日～平成16年4月1日生まれの女性には令和4年5月27日予診票を送付しました（6,536件）。また、定期の予防接種期間が令和4年度末に満了する平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの未接種者には、令和5年3月27日予診票を再送付しました（1,516件）。

区分	年度	令和4年度
対象者		6,536
1回目接種		419
2回目接種		328
3回目接種		222

【風しんの追加的対策】

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象とした風しんの抗体検査と風しんの第5期定期接種を令和元年度から令和6年度まで実施しています。

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性には、令和元年度、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男性については、令和2年3月末にクーポン券を送付し、実施期間の3年延長に伴い令和4年3月末に未受検者へクーポン券を再送付しました。

また、令和5年3月末に未受検者へクーポン券を再送付しました。

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度
送付件数		16,914	19,972	29,894	28,390
風しん抗体検査		2,209	2,719	1,912	1,639
風しん予防接種		437	492	379	291

- ※1 集合契約によって全国の指定医療機関で受検、予防接種可能です。
- ※2 風しん予防接種は、原則として麻しん風しん混合ワクチンを接種します。
- ※3 抗体検査、予防接種ともに無料です。

補助金は、風しんの追加的対策（抗体検査）のみ対象

補助金等 ① 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
-------------	----------------	------------	----------------	-------	----------------------

2 B類疾病の定期予防接種・個別接種（医療機関委託）

（単位：人）

種別	年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
		実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施率 (%)
		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	
インフルエンザ	65歳以上の者	23,732	24,779	26,289	26,409	27,684	61.3
		44,396	44,548	44,738	45,384	45,144	
	60歳から65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全者	26	32	28	38	34	41.0
		83	79	74	75	83	
	合計	23,758	24,811	26,317	26,447	27,718	61.3
	44,479	44,627	44,812	45,459	45,227		
高齢者肺炎球菌	65歳の者（※3）	2,580	1,680	1,516	2,137	2,114	29.9
		8,559	6,560	5,634	8,385	7,072	
	60歳から65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全者	7	6	9	12	4	7.0
		79	57	55	54	57	
	合計	2,587	1,686	1,525	2,149	2,118	29.7
	8,638	6,617	5,689	8,439	7,129		

※1 令和3年度のインフルエンザ接種の実施時期は、令和3年10月1日から令和4年1月31日までです。なお、平成19年度から港区民は自己負担金を徴収せずに無料としました。

※2 平成26年10月1日から高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に位置付けられました（一部自己負担あり）。令和3年度より自己負担額を4,000円から1,500円に引き下げました。

※3 令和元年度から令和5年度までの間、高齢者肺炎球菌の対象者については、経過措置として、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とします。

3 定期予防接種費用助成事業

【里帰り等定期予防接種費用助成】

事業内容

「定期予防接種実施依頼書」によって、23区外の医療機関で定期予防接種を受けた際に、実際に医療機関に支払った金額と、あらかじめ区が定めた助成限度額を比較して、少ない方の金額について助成します。

開始時期

平成28年4月

実績表

年度 区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
助成件数	164	142	410	275	194
接種回数	731	434	1,214	1,155	874

根拠法令等

港区里帰り等定期予防接種費用助成要綱

補助金等
有 ・ ④

備考

4 任意予防接種費用助成事業

【港区成人の風しん予防接種緊急対策事業】

風しん抗体検査

(単位：人)

区分	年度				
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
妊娠を希望又は予定している女性	893	398	203	206	157
妊娠を希望している女性の夫（パートナー等を含む）	895	434	222	185	171
風しん抗体価の低い妊婦の夫（パートナー等を含む）	56	37	59	52	52
合計	1,844	869	484	443	380

※1 対象者：受診日現在、19歳以上の区民で、表中の区分に該当する人（ただし、風しんの抗体検査を受けたことのある人、明らかに風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴がある人を除く）

※2 抗体検査費用を全額助成しています。

風しん等予防接種

(単位：人)

区分	年度				
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
妊娠を希望又は予定している女性	430	365	237	259	246
妊娠を希望している女性の夫（パートナー等を含む）	167	218	107	85	81
風しん抗体価の低い妊婦の夫（パートナー等を含む）	9	14	27	19	30
合計	606	597	371	363	357

※1 対象者：接種日現在、19歳以上の区民で、表中の区分に該当する人（ただし、明らかに風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴がある人を除く）

※2 令和元年度から風しん等予防接種費用を全額助成しています。

※3 平成30年11月から以下のように対象者を拡大しました。

- ・妊娠を希望している女性の夫及び同居者で、風しん抗体価が低い人
- ・風しん抗体価の低い妊婦の夫及び同居者で、風しん抗体価が低い人

根拠法令等

港区成人の風しん対策事業実施要綱

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金

【0歳児の保護者等を対象とした麻しん対策事業】 (単位：人)

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
麻しん抗体検査		400	73	18	10	9
麻しん風しん混合(MR)ワクチン又は麻しん単独ワクチン		201	39	19	7	3

※1 対象者

- ① 抗体検査：受診日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)ただし、次の人を除く。
麻しんの抗体検査を受けたことのある人、明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻しんの罹患歴がある人
- ② 予防接種：接種日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)で麻しん抗体価が低い人
ただし、次の人を除く。
明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻しんの罹患歴がある人

※2 抗体検査費用は全額助成、予防接種費用は一部助成しています。

根拠法令等

港区0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業実施要綱

【麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成事業】 (単位：人)

区分	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
麻しん風しん混合(MR)ワクチン		157	80	47	62	59

※1 対象者：2歳以上18歳以下の区民で、MRワクチン定期接種を未接種の人
ただし、第2期対象者を除く。

※2 予防接種費用は全額助成しています。

根拠法令等

港区麻しん風しん混合ワクチン任意接種助成事業実施要綱

【子どものインフルエンザ予防接種事業】 (単位：件)

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度
インフルエンザ費用助成		30,653	38,597	31,906	30,625

※1 対象者：生後6か月から高校3年生までの人

※2 助成金額：1回当たり3,000円(上限)

※3 助成回数：生後6か月から小学校6年生まで2回、中学校1年生から高校3年生まで1回

※4 実施期間：各年10月1日から翌年1月31日まで

※5 令和4年10月6日より、対象者を中学校3年生までから高校3年生までに拡大

根拠法令等

港区子どものインフルエンザ予防接種事業実施要綱

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

【予防接種再接種費用助成事業】 ※令和4年4月1日開始

区分 \ 年度	令和4年度
助成件数	1
接種回数	1

- ※1 対象者：骨髄移植等の医療行為により、定期の予防接種を再度受ける必要があると医師に判断された20歳未満の区民。ただし、予防接種法施行規則第2条の7に規定する特定疾病については年齢制限あり
- ※2 助成額：国内の医療機関で再接種を受けた際に支払った金額と、あらかじめ区が定めた助成限度額を比較して、少ない方の金額

根拠法令等

港区予防接種再接種費用助成要綱

【子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成事業】

※令和4年5月27日開始、令和6年度まで

区分 \ 年度	令和4年度
助成件数	65
接種回数	158

- ※1 対象者：積極的勧奨の差控えにより子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女性で、定期接種の対象年齢を過ぎてから令和4年5月27日までに任意接種を受けた、令和4年4月1日時点で住民登録がある区民
- ※2 対象ワクチン：子宮頸がんワクチン（2価または4価）
- ※3 助成額：国内の医療機関で任意接種を受けた際に支払った金額と、申請日の属する年度に区が締結した予防接種業務委託契約に基づく予防接種に要する費用を比較して、少ない方の金額

根拠法令等

港区子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成要綱

【带状疱疹ワクチン任意接種助成事業】 ※令和5年1月1日開始

区分 \ 年度	令和4年度
生ワクチン接種回数	77
不活化ワクチン接種回数	1,500

- ※1 対象者：接種日において港区に住民登録がある50歳以上の者
- ※2 対象ワクチン及び助成額：
 (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン、1回接種、6,500円）
 (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン、2回接種、15,000円）
- ※3 ただし生活保護等受給者の助成額は（1）8,800円、（2）22,000円

根拠法令等

港区带状疱疹ワクチン任意接種助成事業実施要綱

補助金等 ①有 ・ 無	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
補助金等 有 ・ ②無				補助金名等	
補助金等 有 ・ ③無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	(令和5年度から)带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金

周産期医療・小児医療連携協議会	所管課	—
		保健予防課

目 的

区内における周産期医療及び小児医療体制の確保及び充実を図るため、港区周産期医療・小児医療連携協議会を設置しています。

事業内容

区内における医療体制の確保及び充実を図るため、以下について協議・検討を行います。

- (1) 区内の周産期医療及び小児医療に関わる医療・行政関係機関の連携体制の整備及び推進に関する事。
- (2) 周産期母子医療センターを拠点とした地域の病院及び診療所との協力及び連携に関する事。
- (3) 小児救急医療体制に関する事。
- (4) その他区長が周産期医療及び小児医療に関して必要と認める事項

根拠法令等

港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱

開始時期

平成 26 年 10 月

実績表

区分 年度	開催回数
30	1
元	1
2	1
3	1
4	1

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	小児初期救急平日夜間診療 事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------------

骨髄移植ドナー支援事業	所管課	—
		保健予防課

目 的

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供事業において骨髄等を提供した区民（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、ドナーの経済的な負担の軽減及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とします。

事業内容

ドナーに対しては、以下に掲げる通院等に要した日数に30,000円を乗じて得た額（210,000円を上限とする。）、ドナーを雇用する事業者に対してはドナーが通院等に要した日数に、10,000円を乗じて得た額（70,000円を上限とする。）を申請に基づき助成します。

- (1) 骨髄等の提供に当たって事前に実施する健康診断のための通院
- (2) 骨髄等の提供に当たって事前に実施する自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める通院、入院又は面接

根拠法令等

港区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

助成件数内訳 (単位：件)

年度	ドナー助成件数	事業者助成件数
30	0	0
元	2	0
2	2	0
3	4	1
4	2	1

補助金等 ⑦・無	国負担割合 —	都負担割合 ドナー1/3 事業者1/2	区負担割合 ドナー2/3 事業者1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
-------------	------------	---------------------------	---------------------------	-------	---------------------

新型コロナウイルス感染症対策	所管課	生活衛生課 保健予防課 健康推進課
<p>目 的</p> <p>新型コロナウイルス感染症から、区民の生命と身体を守るため、区内医療機関、港区医師会等の関係機関と連携し、患者に対する支援や、感染拡大防止対策の強化を推進することを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類感染症に変更されるまで、以下の事業を実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、保健所に電話相談センターを設置し相談体制を整えるほか、地域外来・検査センターを設置し、迅速にPCR検査を受けられる体制を整えました。</p> <p>また、区内医療機関や港区医師会と連携し、相談を受けてからの受診案内や、患者が入院するまでの搬送、自宅療養者への健康観察システムを導入するなど、区独自に切れ目のない体制を構築し、迅速に対応しました。検査体制については、区内医療機関や港区医師会との連携体制を強化し、必要な人が適切に検査ができるような体制を整備するとともに、マスクやガウンなどの防護具の物資の充実を図りました。その他、新型コロナウイルス感染症の正しい知識について広く普及・啓発するため、感染症予防動画を作成・活用し、周知を徹底しました。</p> <p>根拠法令等</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 自殺対策基本法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 港区自殺対策推進計画（改訂版） 港区新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関等における感染防止対策支援補助金交付要綱</p> <p>開始時期</p> <p>令和2年1月</p>		

(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応強化策

実施開始日	取組内容
令和2年 4月13日から	民間検査機関を活用したPCR検査の導入 民間検査機関を活用し、安全・安心かつ迅速に検査結果が判明できる検査体制を強化しました。
令和2年 4月16日から	港区医師会との連携によるPCR検査のための検体採取体制の強化 港区医師会からの医師派遣により、みなと保健所が実施する検体採取の人員体制を強化し、検査件数の増加に対応してきました。令和2年6月からは医師の検体採取が不要な唾液検査に変更したため、派遣は休止し、施設での集団感染発生時の際等に協力を依頼しました。 ・検体採取 延べ 3回 5月(1回) 7月(1回) 8月(1回)
令和2年 4月24日から	みなと保健所衛生試験所でのPCR検査の開始 区直営で実施した場合、最短で当日に検査結果が出るため、より症状の重い患者等緊急性が高いケースの対応が可能な体制を整えました。

◆PCR検査数 7件

(東京都健康安全研究センター 0件、区衛生試験所 7件、民間検査機関 0件)

(2) 新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制の強化

当初、感染症患者等を搬送する際は、受入先の医療機関を調整すると同時に民間救急コールセンターを通じて救急搬送会社を探していましたが、東京都と協定を締結している救急搬送会社は空きも少なく手配に時間がかかり搬送手段の確保が難航していました。

そこで、安全・安心かつ迅速に搬送できる体制を整備・強化するため、独自に搬送車両を確保する等の取組を実施しました。

実施開始日	取組内容
令和2年 4月8日から	区が独自に搬送車両2台を確保(1台は、5月24日に購入)
令和2年 4月15日から	区内企業から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与
令和2年 6月18日から	東京都から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与

◆感染者の搬送人数 654人

(3) 新型コロナこころのサポートダイヤル(健康推進課 208頁)

(4) 相談件数実績 (延数) 16,904 件

内 容	件 数
陰性の証明書を求められた (求めたい)	25
疑い患者の対応	108
コロナにかかっているか心配 (検査したい)	387
相談先の問い合わせ	293
その他 (自宅療養証明の問い合わせ等)	13,050
対応方法 (発生時)	2,848
対応方法 (未発生時)	155
予防法	38
合 計	16,904

(5) 新型コロナウイルス感染者自宅療養支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染による健康状態や症状の変化を迅速に把握し、安心して自宅療養できる環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症の感染により自宅療養されている基礎疾患のある方などへ酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの貸出しを行いました。

◆実施期間 令和3年1月27日から実施

◆実 績

年度	件数
2	6
3	1,645
4	313

(6) 自宅療養者への新たな医療支援に関する取組

ア 自宅療養者への医療支援について

港区医師会と連携し、自宅療養者への適切な医療を提供するため、健康管理上の医療相談や必要に応じた医師による診察 (往診・オンライン診療等) の対応 (調整) を実施しました。

本取組は、東京都「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」に参画し、実施しました。(平日 (日中) は、港区医師会、休日・夜間は、民間事業者)

◆実施期間

休日・夜間 令和3年4月20日午後7時から開始

平日 (日中) 令和3年4月28日から開始

※東京都が港区医師会からの申請に基づき、事業の適用を認めた日

◆実 績

年度	件数
3	441
4	240

イ 港区薬剤師会との連携事業について

港区薬剤師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への薬剤配達等を迅速に行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年6月1日から開始

◆実績

年度	件数
3	672
4	766

ウ 酸素ボンベ等を活用した医療支援について

自宅療養者に対し、入院等の適切な医療につなげるまでの緊急対応として、地域の医療機関の判断により、迅速に酸素投入を行うことができるよう、区が独自に酸素ボンベ等を確保し、医療機関に貸与する取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年8月30日から開始

◆実績

年度	件数
3	2
4	2

エ 訪問看護ステーションと連携した健康観察について

区内の訪問看護ステーションと連携し、入院待機中の自宅療養者等の健康観察等を行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年10月25日から開始

◆実績

年度	件数
3	0
4	0

オ 助産師による妊産婦健康観察について

自宅療養中の妊産婦に対して、支援の強化を図るため、助産師による健康観察等を行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年11月8日から開始

◆実績

年度	件数
3	35
4	104

カ 医療機関による健康観察について

新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、自宅療養となった患者に対し、地域の協力医療機関（都内全域の医療機関が対象）による健康観察を実施しました。

◆実施期間 令和4年1月12日から開始

◆実績

年度	件数
3	6,390
4	21,846

キ ICTを活用した積極的疫学調査

区が独自で開発した「みなと保健所調査登録フォーム」（携帯のSMSを活用）により、新型コロナウイルス感染症の発生届の受理後、積極的疫学調査を迅速に行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和4年1月4日から開始

◆実績

年度	送信件数
3	18,728
4	40,215

(7) 疫学調査報告

積極的疫学調査の結果をまとめ、公表しました。

◆実績

公表日	内容
令和2年 11月11日	<p>区内保育施設における新型コロナウイルス感染症の実態について</p> <p>令和2年7月から10月までに、区内保育施設において、職員や園児が新型コロナウイルス感染症と診断された10施設を対象に感染の状況を分析しました。施設内の十分な感染予防策を行っていた場合、園児への施設内感染は認められませんでした。このことから、「十分な感染予防策を行うことにより、園児がマスクを通常していない場合でも保育園での施設内感染のリスクは極めて低いと考えられる」とまとめました。</p> <p>(連携協力) 港区小児科医会、港区医師会、 社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院、東京慈恵会医科大学附属病院</p>
令和3年 1月22日	<p>濃厚接触者の健康観察期間について</p> <p>令和2年4月から11月までに、新型コロナウイルス感染症と診断された港区民1,606人のうち、同居人2人以上の感染が確認された257人を抽出し、先に発症した117人と後に発症した140人の発症日の差を調査しました。その結果、発症日の差が7日以内125人(89.3%)、10日以内134人(95.7%)、14日以内139人(99.3%)のデータが得られました。このことから、「現在14日間となっている濃厚接触者の健康観察期間は7日または10日に短縮できるのではないか」と考察しました。</p> <p>(連携協力) 国立大学法人 千葉大学総合安全衛生管理機構 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター</p>
令和3年 8月27日	<p>港区の保育施設における新型コロナウイルス感染症の影響調査</p> <p>令和3年4月から8月23日までに、区内保育施設において子どもが新型コ</p>

ロナウイルスの検査で陽性となった事例のうち、保健所が調査介入を行った39施設について感染の広がりや健康への影響について調査をしました。陽性者と接触のあった園児275人と職員156人（受検率84.3%）にPCR検査を実施したところ、園児は275人中9人（3.3%）、職員は156人中11人（7.1%）が陽性判定でした。また、保健所が介入をして受検した人は、検査の時点で全員が無症状で、陽性となった子ども9人のうち、その後に症状が出たのは2人のみでした。

その結果、「これまでに取り組まれている感染対策は有効であり、大人と同じようには予防行動ができない子どもの生活空間においても、広がり方は従来と同様の状況である」とまとめました。

（連携協力）社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会 総合母子保健センター
愛育病院、クリニックばんびいに

令和4年
10月7日

本調査内容を、第81回日本公衆衛生学会総会にて演題発表を行いました。保育施設における陽性者発生時の登園自粛期間について。
オミクロン株感染蔓延期である令和4年1月から3月までに、区内保育施設において新型コロナウイルス感染症またはその濃厚接触者と診断された職員・園児を対象に集団感染の発生状況を調査し、登園自粛のあり方について分析しました。陽性事例においては、その大部分が家庭内感染の可能性が高く、かつ二次感染を起こすことなく終息していたことが明らかになりました。このことから、「これまで一律に7日間の当該クラスの登園自粛をしていたところを、最終接触から3日目までに他に有症状者がいない場合は感染拡大がなかったと考え、登園再開とする」方針に転換し、その後も明らかな集団感染の拡大を引き起こすことなく保護者の社会生活と適切な感染対策の両立が可能となりました。

補助金等 ① ・ 無	国負担割合	都負担割合 10/10	区負担割合	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金
補助金等 ① ・ 無	国負担割合	都負担割合 10/10	区負担割合	補助金名等	新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金（医療分）
補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1/2	都負担割合	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
補助金等 ① ・ 無	国負担割合	都負担割合 3/4	区負担割合 1/4	補助金名等	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金